

読谷村教育・保育指針



令和4年3月
読谷村

②園の自己評価	25
(2) 研修	26
①教育・保育の質の向上に向けた組織的な取り組み	26
②園内での研修等	26
③外部研修の活用	26

V 教育・保育のねらいと内容

1. ねらい及び内容	28
(1) 乳児保育（3つの視点）	28
①健やかに伸び伸びと育つ	28
②身近な人と気持ちが通じ合う	29
③身近なものに関わり感性が育つ	29
(2) 1歳以上3歳未満児の保育（5領域）	30
①健康	30
②人間関係	30
③環境	30
④言葉	31
⑤表現	31
(3) 3歳以上児の教育・保育（5領域）	31
①健康	31
②人間関係	32
③環境	32
④言葉	32
⑤表現	32
2. 配慮・留意事項	33
(1) 障がいのある子どもへの配慮	33
(2) 外国につながる乳幼児等特別な配慮を必要とする家庭への配慮	33

VI 子どもの健康支援・食育

1. 子どもの健康支援	34
2. 食育の推進	35

VII 衛生管理・安全管理

1. 衛生管理	37
2. 事故防止及び安全対策	38
3. 災害への備え	39

VIII 特別な支援を必要とする子どもへの対応

1. 発達に配慮を要する子どもの支援…………… 41
2. 外国につながる家庭や子どもの支援…………… 42
3. 不適切な養育等が疑われる家庭への支援…………… 42

IX 子育て支援と地域との連携

1. 園に通う子どもの保護者への子育て支援…………… 44
2. 地域の保護者に対する子育て支援…………… 45
3. 地域との交流や連携…………… 45

X 今後の展望

1. ワーキングチーム設置による指針の見直し、検証、充実…………… 46
2. 教育・保育施設の充実に向けた取り組みの展望…………… 46

【参考資料】

- 「育みたい資質・能力」（就学前の教育・保育における国の考え方）…………… 49
 - ① 「知識及び技能の基礎」…………… 49
 - ② 「思考力、判断力、表現力等の基礎」…………… 49
 - ③ 「学びに向かう力、人間性等」…………… 49
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（就学前の教育・保育における国の考え方）…………… 50
- 子どもの権利条約について（1989年：国連で採択、1990年：国際条約として発効）…………… 52
- 児童憲章（制定日：1951年（昭和26）年5月5日）…………… 53
- 全国保育士会倫理綱領…………… 54
- 令和3年度読谷村「教育・保育」指針策定 作業部会参加者名簿…………… 55

I 読谷村教育・保育指針について

1. 策定の背景と趣旨

- 読谷村には村立幼稚園、私立幼稚園、村立保育所、私立保育園、そのほか認可外保育施設等があり、それぞれの園において国の要領や指針に基づきながら子どもの教育・保育を行っています。各園では幼児期の教育・保育の基本的事項を踏まえながら、様々な工夫を凝らして、日々、子どもたちに接し、教育・保育の提供を行っています。
- 各園では、子どもの成長を第一に考えながら教育・保育を行っていますが、「公立、私立」や「幼稚園、保育園」といった施設の種類の違いや各施設の教育・保育の方針や考え方は様々です。しかし、子どもの最善の利益のためには、読谷村内の各施設において、子どもの将来像が共有されたうえで、質の高い教育・保育が偏りなく、平準的に提供されていることが理想です。
- 平成30年度から施行された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、教育・保育の「ねらい・内容」が統一されました。このことを踏まえ、読谷村の子どもが、どの園に通っても乳幼児期の人権の尊重や最善の利益の保障に基づいた、平準的な教育・保育を基本とした環境づくりが必要であり、この度、「読谷村教育・保育指針」を策定しました。
- 指針の策定にあたっては、令和2年度に教育・保育現場の担当者等を集めたワークショップを6回開催し、意見集約も行っています。このワークショップにおいては、子どもが心豊かに育つためには何が必要なのかを話し合われたほか、保育者の資質向上やワーク・ライフ・バランス、人材の確保、保幼小連携、村立幼稚園における複数年保育の未実施等、読谷村全体の教育・保育体制づくりについても意見が多くありました。このような内容も踏まえて指針を策定しています。

2. 指針の位置づけ

- この指針は、国の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえながら、就学前児童の教育・保育に係る基本的な考え方や視点・方法等を示しています。また、「ゆたさむら実行プラン」を最上位計画に位置付けながら、令和2年3月策定の「第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画」及び「読谷村教育振興基本計画」と整合性を保ち、村の教育・保育環境の充実を推進するために策定しています。

3. 読谷村の主な課題

○本村では、乳幼児期の教育・保育において、以下のような課題がみられます。このような課題の解決に向けた取り組みも含めて、指針に盛り込んで策定しています。

【現状や課題】

≫就学前の教育・保育受け入れ体制

- 平成30年度から認可保育園の5歳児クラス保育を実施している。
- 平成31年度から村立幼稚園の複数年保育（4～5歳児）を実施している。
- 村立幼稚園において複数年保育をしたいが施設が足りない。
- 特別支援保育の人的配置、配慮が必要な子に丁寧に対応できる環境、アプローチの仕方の連携・共有の充実が必要である。

≫保幼小の連携

- 幼稚園と保育園は互いに子どもの育みに関わる職員であるが、ともに集まり、両分野の共通理解・情報共有・連携を図る機会が乏しい。
- 幼児期の教育・保育施設間での連携不足のほか、小学校との連携も不足している。保幼小連携の取り組みが求められている。
- 教育・保育に関して、幼稚園・保育園で共通認識する必要がある。
- 幼保間での認識の共有、実施している形態の把握が必要である。

≫保護者の認識

- 保育園の5歳児保育に対し、「小学校に就学する際に幼稚園から小学校へ就学した子どもと差がでるのではないか。」といった保護者の声がある。
- 保育の必要性に関係なく「0～4歳は、保育園」、「5歳になったら幼稚園」に通うものという意識が多くある。

(追加案) ※沖縄県では、戦後のアメリカ統治下で小学校に幼稚園が併設され、小学校就学前の準備として、5歳児のみを幼稚園で受け入れてきた歴史的背景があります。このため、小学校に入学する1年前（5歳児）になると、家庭や保育園から小学校に隣接する村立幼稚園に就園する慣習が現在も残っています。こういった背景もあり、幼稚園や保育園における3・4・5歳児の連続した教育・保育の必要性への認識が低い状況となっています。

≫保育者の人材育成・質の向上

- 幼保の職員交流や公開保育で学ぶ機会が必要である。
- キャリアパスを村立保育所でも行う支援をしてほしい。

≫人材不足の解消

- 様々な特性をもつ子どもの発達や背景は益々複雑さを増し、一人ひとりに向き合う保育は、現状の定数では実現することが厳しい。

→「開園時間＝子どもの保育時間」であるため、現状の保育士配置では全員で話し合う場の設定が不可能である。

→園の運営において、十分な職員配置となっていないため、事務作業にも追われ、ゆとりをもって子どもたちに接し、一人ひとりにしっかりとふれあう教育・保育ができていないという課題がある。良い人材の確保が求められている。

≫施設・設備の充実

→ICTの活用、ペーパーレス化の推進等による事務作業の効率化が必要である。

Ⅱ 読谷村が目指す教育・保育の基本的な考え方

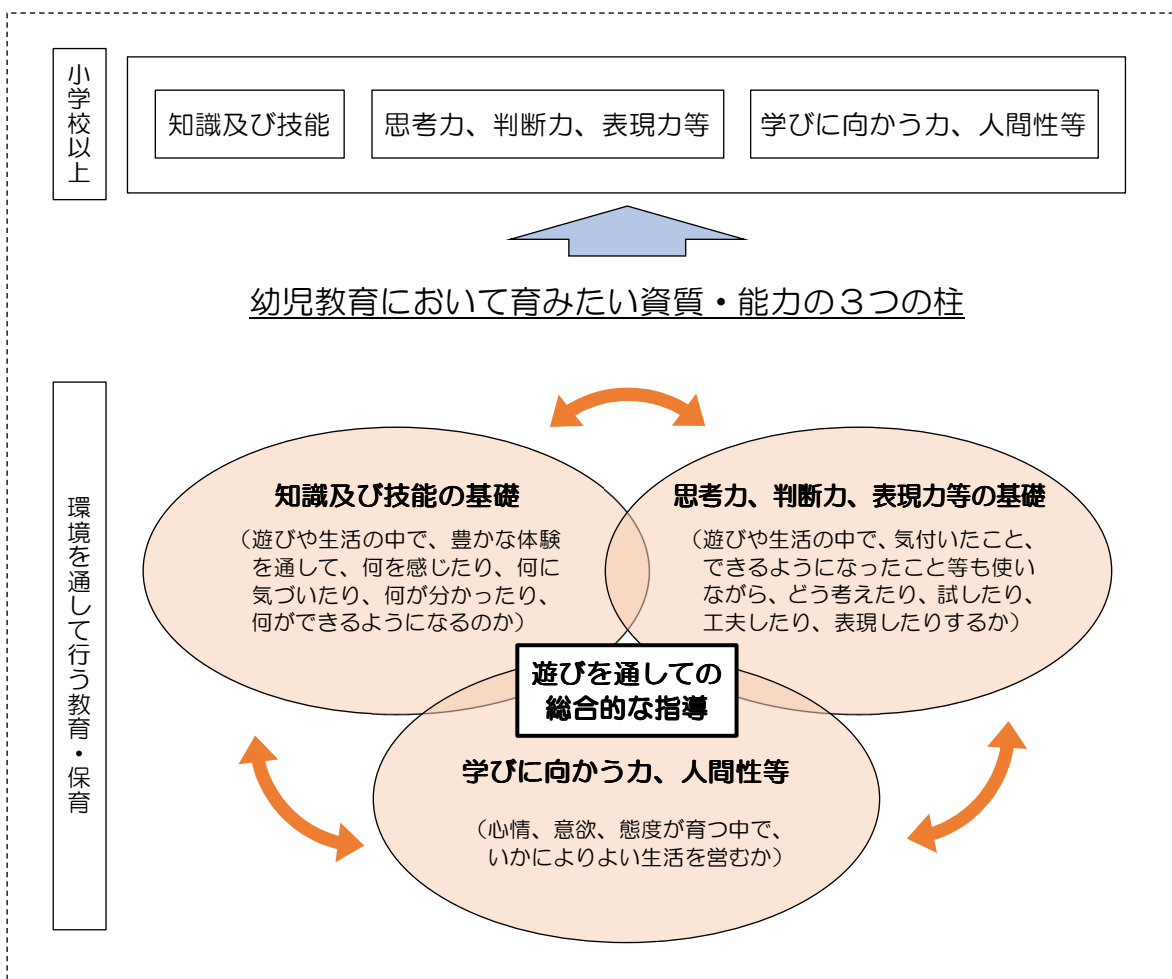
1. 基本的な考え方の設定について

○読谷村が目指す教育・保育の基本的な考え方を設定するにあたっては、以下の点を踏まえながら検討し、掲げました。

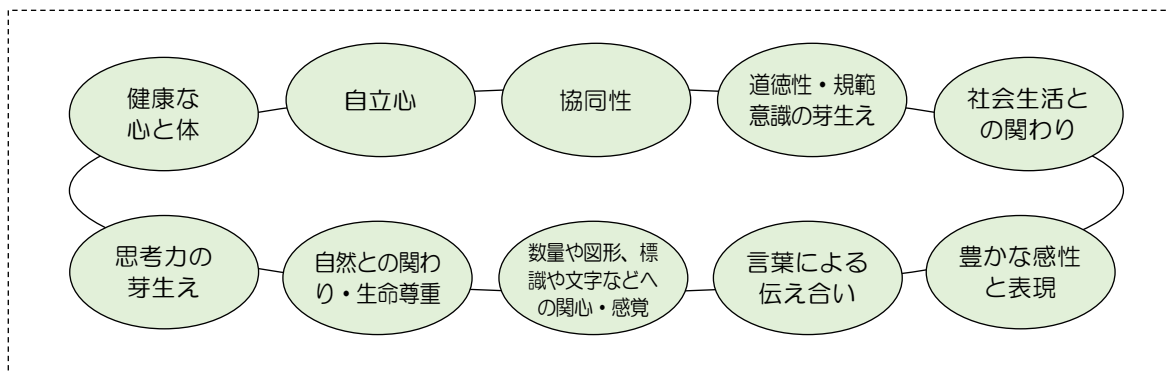
☆国の考え方を踏まえて掲げています。

○国の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各要領・指針は、就学前の教育・保育において「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を掲げています。これらを踏まえたうえでの教育・保育の実践を基本とし、育てたい人物像やその他の方向性を設定しています。

【参考：国の考え方「育みたい資質・能力」】



【参考：国の考え方「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」】



☆読谷村の関係計画と整合性を保ちながら掲げています。

○村の最上位計画である「ゆたさむら実行プラン」に基づいて策定された「第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画」及び「読谷村教育振興基本計画」と整合性を保ち、設定しています。

【参考：読谷村の関連計画より】

◎第2期子ども・子育て支援事業計画

- 基本理念：安心して子どもを産み、健やかに成長できるむらづくり
- 基本指針：①子どもの健やかな育ちを守ります。（身体・こころ・文化）
- ②ゆいまーるの心を軸に子育てを通した親としての成長を支えます。
 - ③子育てと仕事が両立できる環境をつくれます。
 - ④教育・保育や子育て支援の質の向上に取り組みます。

◎読谷村教育振興基本計画

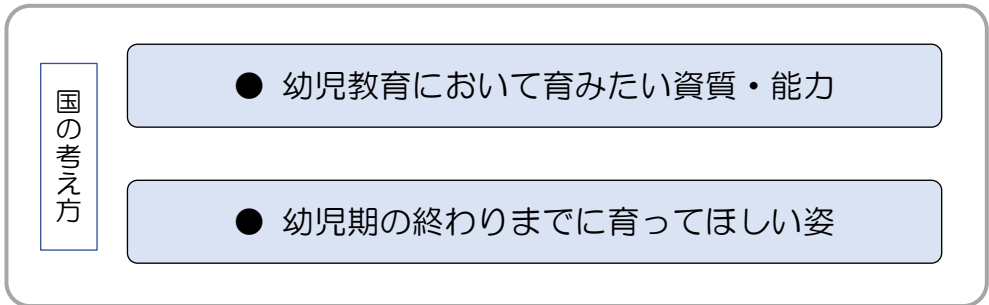
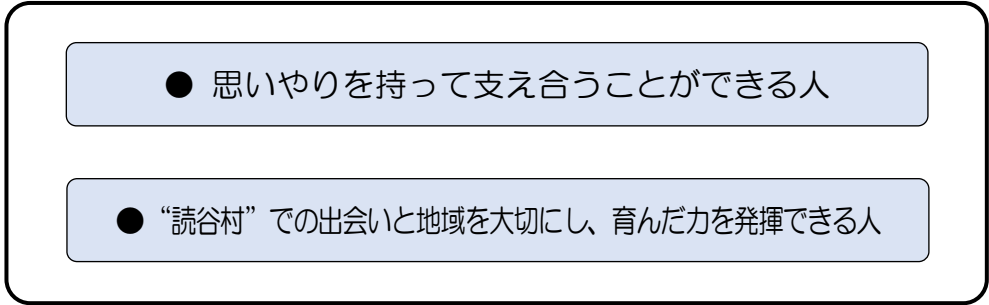
- 基本理念：ちむ^シ清らさある^{ヒト}ひとの^{マツ}学び育ち～
- 一人ひとりが夢を育み、可能性を広げ、生涯輝けるひとづくり
- 基本目標1 子どもの成長を促し可能性を広げる「学び」の充実
- 基本目標2 生涯を通した学びの循環と読谷の地域文化の継承・創造・発展
- 基本目標3 地域との連携による教育環境づくり

☆教育・保育現場の声を反映して掲げています。

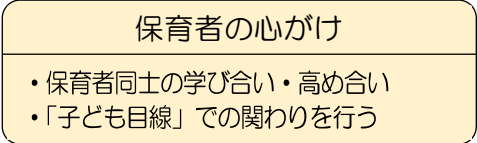
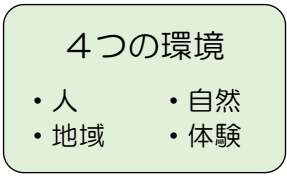
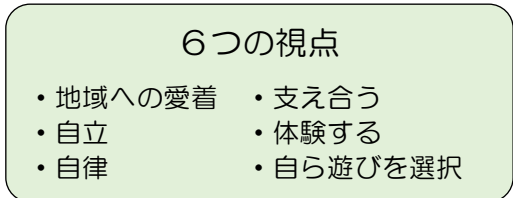
○令和2年度に教育・保育現場の担当者等を集めたワークショップを6回開催しました。このワークショップでは、子どもが心豊かに育つためには何が必要なのかを話し合わせ、ワークショップで上がった教育・保育現場の意見を反映して掲げています。

2. 読谷村の目指す教育・保育 基本的なフロー・イメージ

☆育ててほしい人物像

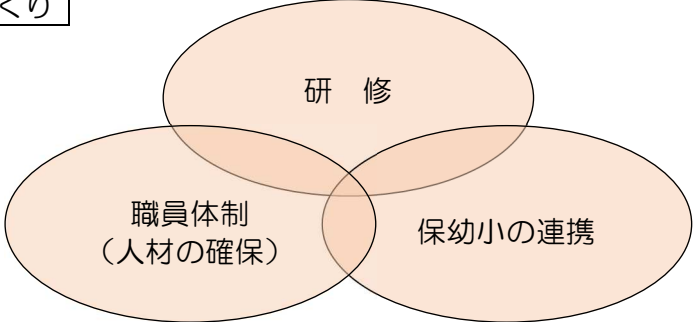


☆大切にしたいこと



充実した教育・保育の確保

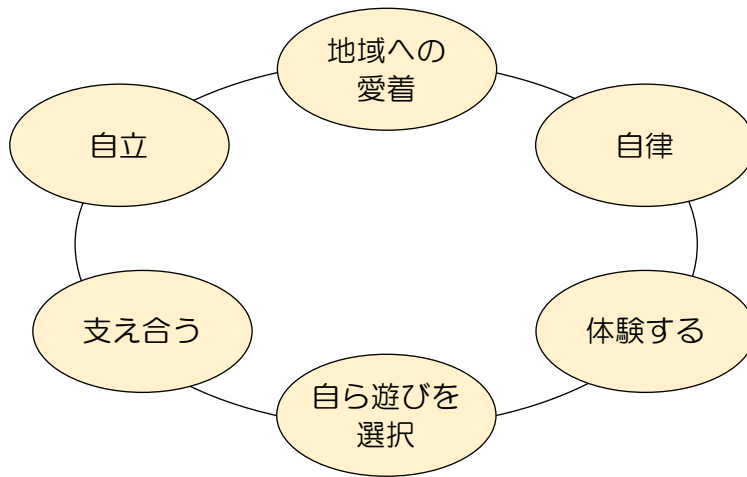
☆体制づくり



3. 乳幼児期の教育・保育で子どもたちを育むために大切にしたいこと（「6つの視点」と「4つの環境」）

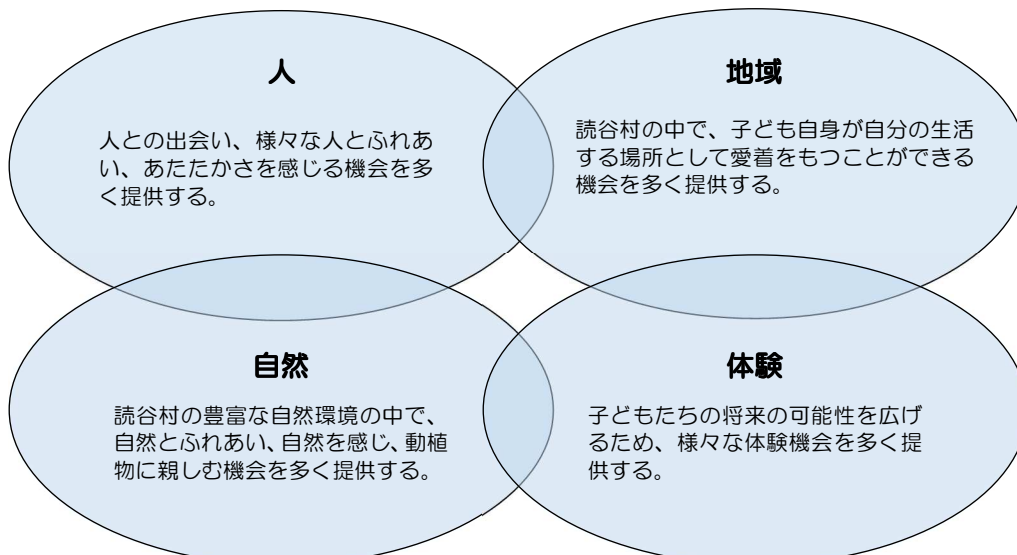
(1) 大切にしたい「6つの視点」

- 読谷村の自然や文化などの良さに触れる経験を通して「地域への愛着」をもって生きる力を育てる。
- 生活の「自立」と心の「自律」ができるように育む。
- 人と人が「支え合う」ことを学べるようにする。
- 子ども自身が身をもって「体験する」ことを通して学べるようにする。
- 子どもたちが「自ら遊びを選択」することができるようにする。



(2) 大切にしたい「4つの環境」

- 人 = 人との出会い、様々な人とふれあい、あたたかさを感じる機会を多く提供する。
- 地域 = 読谷村の中で、子ども自身が自分の生活する場所として愛着をもつことができる機会を多く提供する。
- 自然 = 読谷村の豊富な自然環境の中で、自然とふれあい、自然を感じ、動植物に親しむ機会を多く提供する。
- 体験 = 子どもたちの将来の可能性を広げるため、様々な体験機会を多く提供する。



4. 保育者の心がけ

● 保育者同士の学び合い・高め合い

○日々の教育・保育においては、子どもたちの年齢や月齢による発育・発達・成長を意識した指導計画に基づいて行っているほか、同じ年齢であっても一人ひとりの個性、成長の度合いが異なるものであり、基本的な指導の仕方や接し方はあるものの、一人ひとりへの対応はマニュアルにしばられない世界で、保育者は日々模索しながら、子どもの育ちを支えています。

○子どもたち一人ひとりに対し教育・保育を行う中で、対応の仕方、促しの仕方、保護者支援の仕方など、保育者同士が学び合い、高め合う機会を確保し、スキルアップを図るように努めることが重要です。

● 「子ども目線」での関わりを行う

○保育者が、子ども目線で子どもの気持ちに寄り添い、心の動きを大切にしながら、自立・自律を育てていくことが重要です。子どもの話をゆっくり聞いたり、「やりたい!」という気持ちを大切にし、子どもが楽しさを味わえるような環境づくりに努める必要があります。

○子ども目線で一人ひとりの思いや欲求を理解し、気持ちに寄り添い、子ども達が嬉しい時は一緒に喜び、困っていたら一緒に悩むなど、同じ目線で共感しながら、一人ひとりとの信頼関係を深めていくことが重要です。

5. 教育・保育を強化するための「体制づくり」

○子どもたちの将来の基礎となる就学前の教育・保育が充実した内容で提供できるように、保育者の資質向上等も重要です。「保育指針策定に係る事前ワークショップ」においては、村の研修体制の強化や保幼小連携、職員体制（人材の確保）についても課題があがりました。

○読谷村では、子どもたちが「思いやりをもって支え合うことができる人」・「“読谷村”での出会いと地域を大切に、育んだ力を発揮できる人」となっていくために、その支えとなる保育者のための体制づくりも推進します。

研修体制	教育・保育施設及び認可外保育施設の保育者の全体的な資質向上を図るため、村内で統一した研修体制を確立し、その保育者が参加する研修機会の確保を図ります。
保幼小連携体制	就学前児童から小学生までのライフステージを切れ目なくつなぎ、小学校への接続をスムーズに行うことや、保育園・幼稚園・小学校の保育者・教職員が集まり、情報を共有しながら効果的な教育・保育を行うための連携体制づくりを行います。
職員体制 (人材の確保)	子どもたちの育ちの援助を行う保育者がゆとりある教育・保育ができるよう、村と各教育・保育施設が連携しながら、各施設が適正な職員体制となるように努めます。 また、ICTの活用等も含めた業務の効率化を図り、保育者のワーク・ライフ・バランスの確保等を図ります。

Ⅲ 教育・保育を強化するための体制づくり

1. 研修体制の構築

現 状

○村内の教育・保育施設においては、各施設での園内研修や幼稚園、保育園それぞれが主体となった研修機会はあるものの、「教育・保育指針策定に関するワークショップ（令和2年度）」においては、研修機会や研修体制の強化による人材育成・資質向上の必要性があげられました。また、キャリアアップの支援となる研修体制を求める声もありました。

視 点

○村の子どもたちがどの教育・保育施設に通っても同じ方向性で同じレベルの教育・保育が受けられるためには、保育者の資質向上のための研修機会についても、体制づくりや研修の仕組みづくりが必要です。

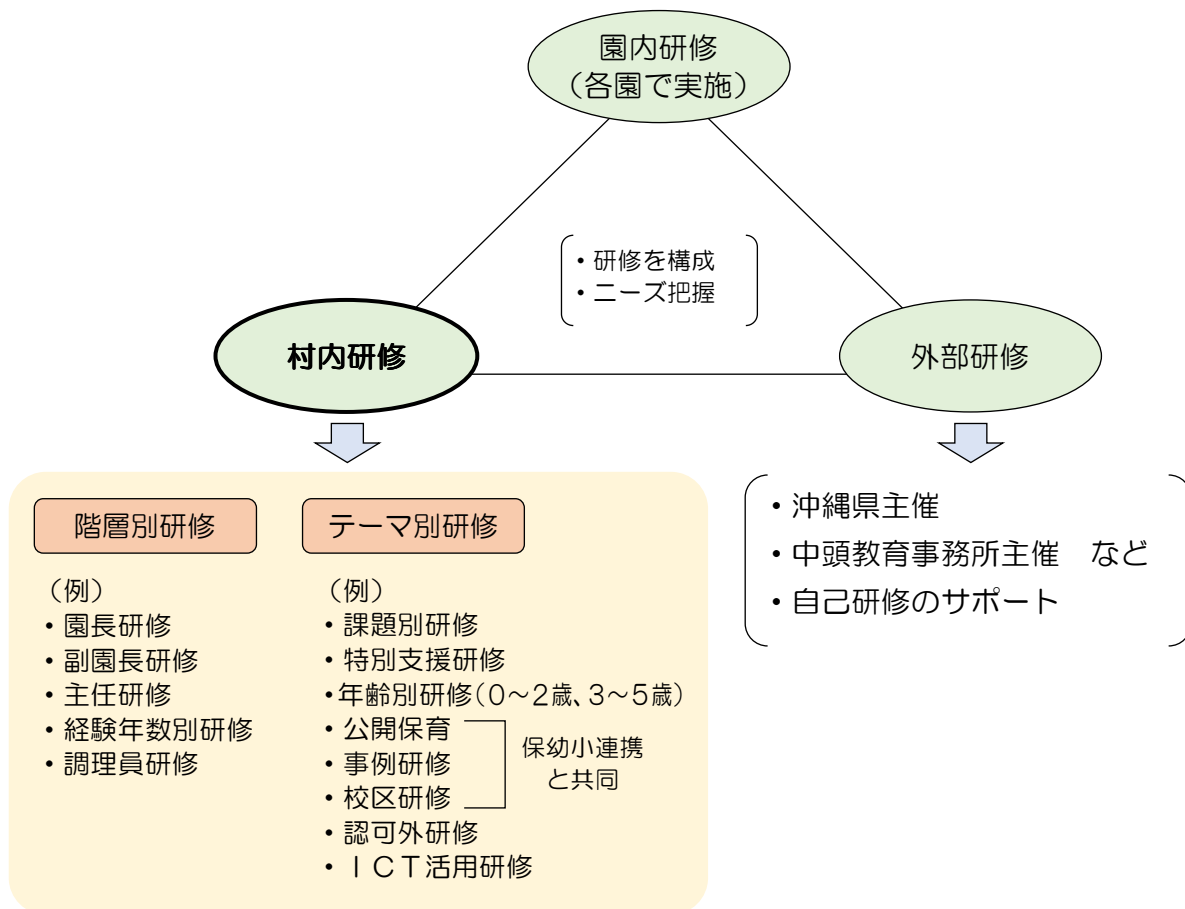
展 開

○研修参加は、教育・保育施設及び認可外保育施設の保育者がともに参加するかたちとし、実際の研修体制は教育・保育現場の声も聞きながら、より良い方法を検討しながら確立していきます。

○私立園や認可外保育施設も参加する研修や公開保育を行うほか、読谷村における体系的な「村内研修体制」を構築し、村内すべての教育・保育施設の保育者の資質向上を図ります。

○保育者の現場のみならず、行政側も他市町村の事例視察や勉強会などの機会を設けるなど、「行政側の研修」にも取り組んでまいります。

【研修体制のイメージ】



2. 保幼小連携体制の構築

現 状

- 教育・保育施設においては、それぞれの施設の方針や目標、指導計画等に基づいて、子どもの養護と教育・保育を行っています。また、村立幼稚園、村立保育所、認可保育園のそれぞれでは、情報共有・情報交換の機会がありますが、各施設を越えて広く連携する機会は不足している現状にあります。
- 村立幼稚園は、小学校敷地内にあることや同じ村立ということもあり、小学校との連携機会が設けられています。しかし、保育園と小学校との連携機会はなく、また幼稚園と保育園の連携機会もない状況にあります。

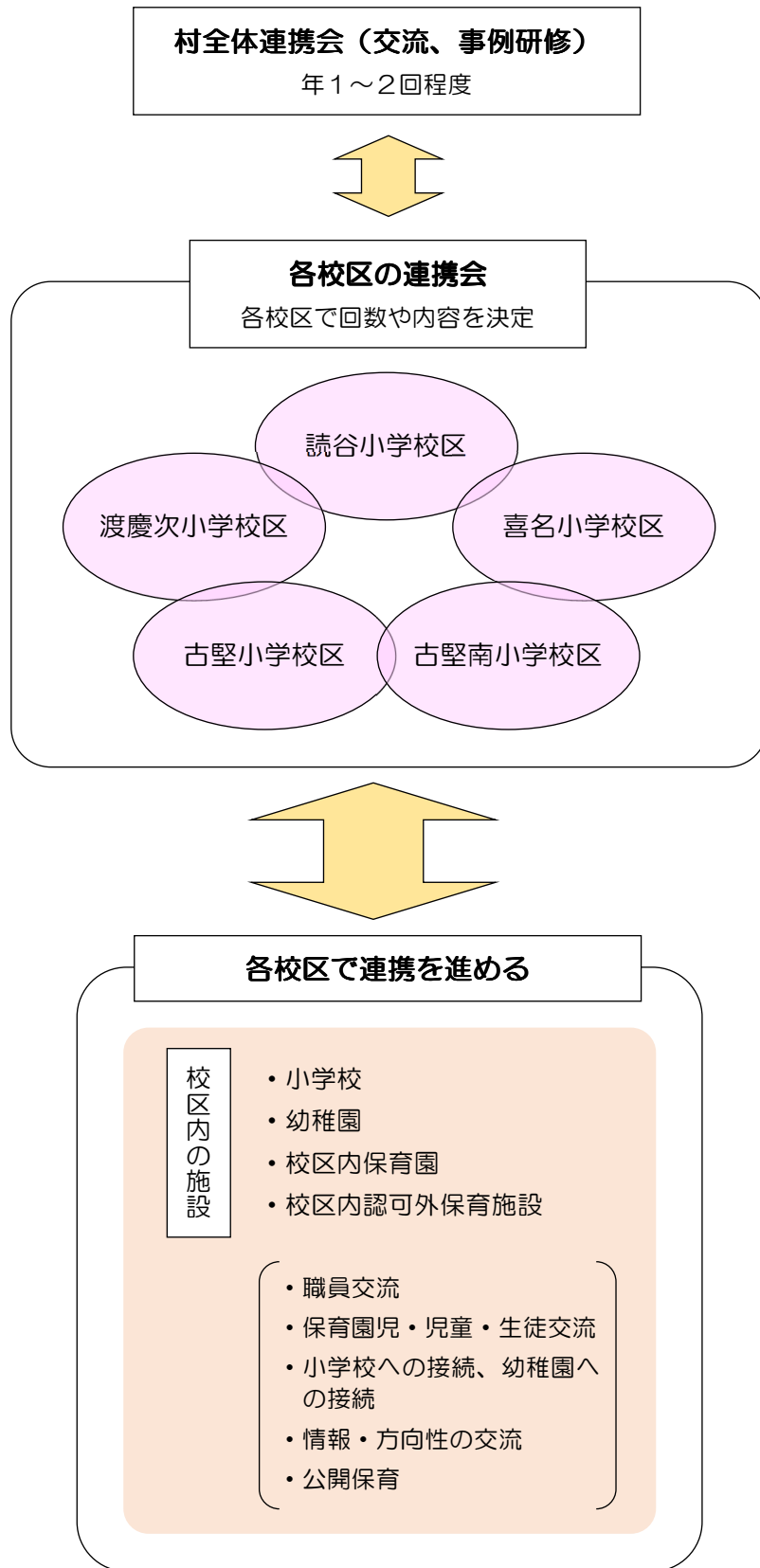
視 点

- 園や小学校には「卒園」や「入学」といった節目がありますが、子どもの成長には切れ目がなく、子どもの教育・保育に関わる者すべてが、生まれてからの成長を把握した上で、今の園生活、学校生活があることを意識し、自分たちの教育・保育、学校教育を実践していくことが重要です。
- 保育者は、教育・保育施設、認可外保育施設、小学校といった垣根を越え、横の連携、縦の連携機会を設けることで、日々の教育・保育の在り方の検討や事例の共有、悩み事の共有と解決など、広い視野を確保することができます。
- 保幼小連携体制を構築することは、村内の全ての教育・保育施設における「教育・保育に関する共通認識」、「幼稚園、保育園の間での認識・形態の把握」、「職員交流」、「公開保育等の学びの機会の拡大」といった効果が期待されます。

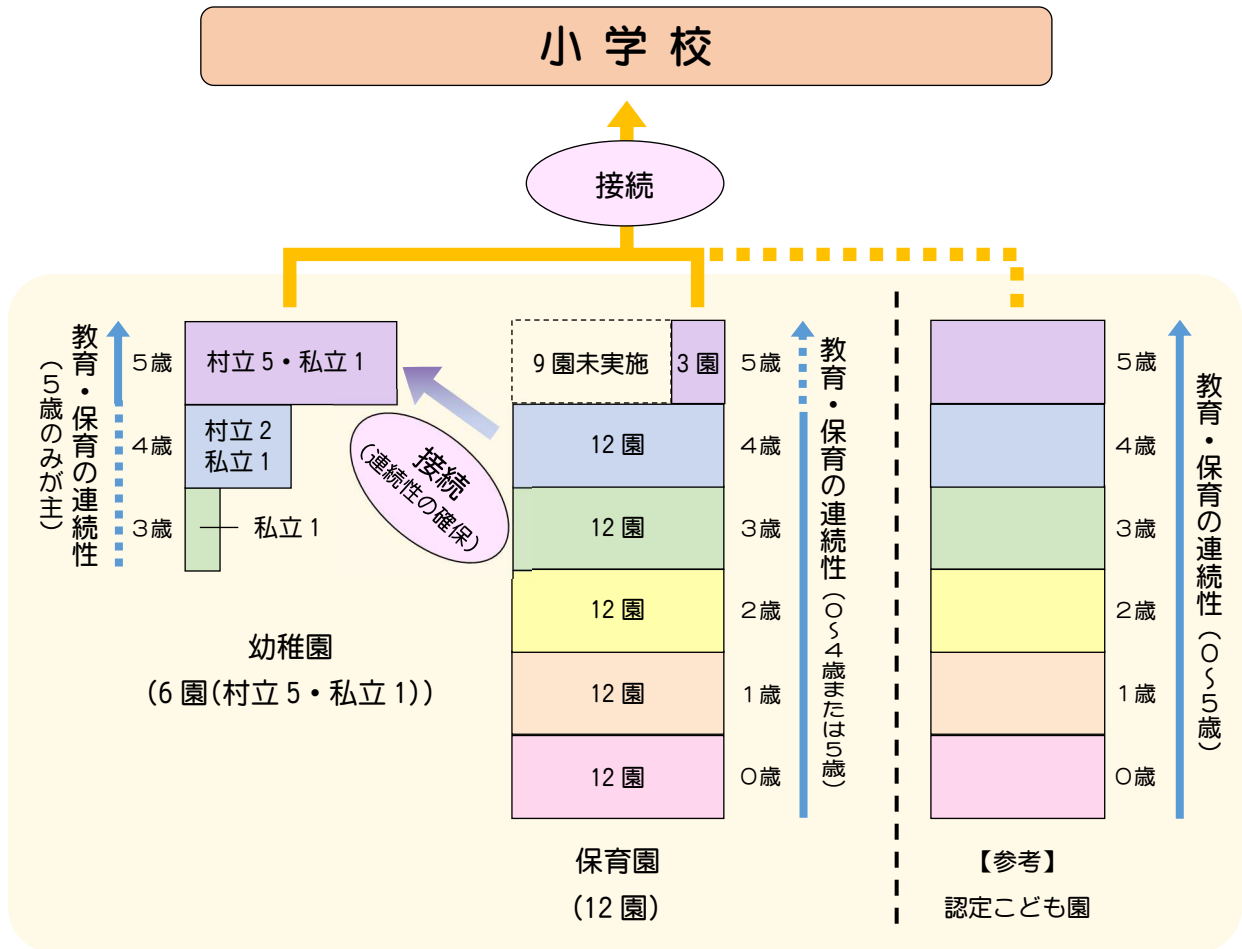
展 開

- 読谷村における保幼小連携体制を構築し、子どもの発達の個人差や月齢・年齢を踏まえた“切れ目のない”教育・保育の実施や、保育者同士のつながりを重視した教育・保育の実践、資質向上が可能となる仕組みをつくります。
- 保幼小連携においては、各施設の代表者が意見交換するワーキングチームを置いて村内の教育・保育に関する協議を行うほか、村内の5地区（小学校区を基本とする）に「保幼小連携会」を設置する等、地区ごとに連携の取り組みを行う体制づくりをします。
- 保幼小連携は、幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していく「小学校への円滑な接続」においても重要であり、教育・保育施設と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保を図るため、村の行政内の連携も強化し、体制づくりを行います。
- 読谷村では、4歳児まで保育園、5歳児から村立幼稚園に通園する子どもが多数を占めています。「3・4・5歳の教育・保育の連続性」を確保するため、4歳児から5歳児における「村立幼稚園への接続」について、これまでの取り組みの課題を検証しながら、一層強化する連携体制づくりを行います。

【保幼小連携体制のイメージ】



【村立幼稚園や小学校への接続について】



3. 職員体制の充実（人材の確保等）

現 状

- 近年、全国では共働き家庭の増加による保育需要の急上昇が見られ、保育施設での待機児童が大きな問題となっています。読谷村でも保育需要が増加し、待機児童が発生している状況にあります。
- 待機児童の解消には、保育施設の増加等ハード面での整備が求められるところですが、保育者不足により、定員よりも少ない受け入れ児童数で対応せざるを得ない状況が続いております。
- 保育者数が十分でないことにより、「子どものフォローが十分ではない」、「日々の業務が忙しすぎ」、「全員で話し合う時間がない」といった課題も見られます。

視 点

- 子どもに日々接し、教育・保育の実践を行う保育者は、子どもの活動の援助のほか、指導計画の作成や子どもの育ちの記録等の事務作業、学びを深めるための研修や話し合いなども行わなくてはなりません。様々な業務に取り組みながら、子どもとは心にゆとりをもって接することができるよう、職員体制の充実が必要です。

展 開

- 子どもたちの育ちの援助を行う保育者がゆとりある教育・保育ができるよう、各施設が適正な職員体制となるように努めます。
- 人材の確保については、村と各教育・保育施設が連携しながら、必要な職員の確保を図ります。
- 村は、保育者の確保のため、合同説明会、オープン保育、園体験などを行います。
- ICTの活用等も含めた業務の効率化を図り、保育者のワーク・ライフ・バランスの確保を図ります。

IV 読谷村の教育・保育の基本事項

1. 子どもの権利

- 子どもの権利条約では、その条文の中で「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が示されています。
- また、国の児童憲章では、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる」と謳われています。
- すべての子どもには生まれながらにして、心身ともに健康で、自分らしく育つための権利があり、私たち大人は、子どもの権利を守り、平等な教育・保育を受けるための環境を整えなくてはなりません。
- 子どもの最善の利益のために、教育・保育の中で、子どもの権利を守ることを一番大切にし、一人ひとりの子どもに寄り添い、気持ちを受け止めながら、子どもが自己を発揮していけるように十分に配慮することが重要です。
- 家庭や園内において虐待のおそれがないか、常に注意し、予防や早期発見していくよう最善を尽くすことも重要です。

【取り組みの留意点】

- 子どもの人権に十分配慮している。
- 子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行っている。
- 子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えている。
- 子どもが自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表すことに考慮している。
- 子どもの発達、経験の個人差、国籍、文化の違いに配慮している。
- 多様な家庭に対して偏見や差別意識をもっていない。
- 性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。
- 子どもに対して威圧的、命令的、否定的な言葉づかいをしていない。
- 叩く、押し倒す、つねる、揺さぶる等の体罰をしていない。
- 家庭での虐待のおそれがないか、日頃の子どもや保護者とのかかわりの中で察知し、早期発見や予防のために最善を尽くす。
- 園内において虐待が引き起こされないように、保育者の教育やメンタルケア等を行う。

2. 施設的环境

○教育・保育の環境には、保育者や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがあります。教育・保育施設は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し、工夫しながら子どもへの教育・保育を行うことが重要です。夢に向かっていく子ども、また社会で生きる力を育てるためには、子どもの試行錯誤や失敗等の様々な経験が必要であり、それを支え、受け入れることのできる環境をつくることが大切です。

○安全・安心な施設の中で、主体的な生活・遊びを通しての学びができるように、施設の雰囲気、子どもと関わる保育者、施設・遊具、体験機会などの環境づくりは重要です。

ア 乳幼児期にふさわしい生活の場をつくる

○子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を保障する観点から、教育・保育施設における環境や一日の生活の流れなどを捉え、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせる経験を重ねることができるよう、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていくことが重要です。

イ 保育者という人的環境の確保

○子どもたちは、園生活において、保育者との関わりの中で、多くを学び、体験し、支えられ、自己を発揮しながら育っていきます。保育者は最も重要な人的環境であり、教育・保育における専門性を認識するとともに、常に専門性を高めることを保育者自身、各施設、村が意識して取り組むことが重要です。

ウ 安全な環境づくり

○教育・保育施設では、子どもの安全に配慮され、子どもの命が守られることが最も重要であり最優先で取り組むべきことです。

○就学前の各年齢・月例を踏まえた施設・設備・遊具等の安全管理はもとより、防犯・防災面で安全管理、食の安全・感染症対策等の健康・衛生面での安全管理など、大切な子どもを預かる施設であるため、十分な配慮が必要です。

エ 発達過程を意識した実践

○子どもの発達は、周囲の環境を通して資質・能力が育まれていきます。それは、ある時点で何か「できる、できない」といった「点」での捉え方ではなく、一人ひとりの子どもが育ちゆく一連の過程全体を大切にするという考え方です。

○教育・保育においては、子どもの育つ過程やその特徴を踏まえ、発達の個人差を踏まえながら、子どもの今、この時の現実の姿を、発達過程の中で捉え、受け止めることが重要であり、子どもが周囲の様々な人との相互的関わりを通して育つことに留意することが大切です。

オ 環境を通して行う保育

- 乳幼児期は、生活の中で興味や欲求に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を通して、心身が大きく育っていく時期です。子どもは、身近な人やものなどあらゆる環境からの刺激を受け、経験の中で様々なことを感じたり、新たな気づきを得たりして成長します。そこから充実感や満足感を味わうことで、好奇心や自分から関わろうとする意欲をもってより主体的に環境と関わるようになります。こうした日々の経験の積み重ねができるように環境を通じた教育・保育の実施が重要です。
- 子ども一人ひとりの状況や発達過程を踏まえて、計画的に教育・保育の環境を整え、環境を通して乳幼児期の子どもの健やかな育ちを支え促していくことに、就学前の教育・保育の特性があります。

カ 読谷村の自然・地域を生かした教育・保育

- 読谷村は身近なところに青い海があり、また木々の緑も多く、動植物にふれることが容易な恵まれた自然環境を有しています。動植物や自然事象と関わることは、「楽しい」だけではなく、新しい発見、新しい不思議体験、新しい感情が生まれるなど、子どもの成長や発達を促す大切な経験となります。普段の体験機会とともに、読谷村の自然を生かした体験活動も積極的に取り入れた教育保育を行い、地域資源を活用した育みを行うことが大切です。
- 全国では地域性の希薄が大きな課題となっていますが、読谷村は地域のつながりが強く、様々な行事や世代間の交流、地域での子どもの見守りも地域社会の中で行われています。読谷村の地域の中で育ち、人と人とのふれあいを感じ、つながりの大切さ・良さを体感し、将来支え合いを大切に感じる人物へと育つように、地域性を生かした教育・保育が重要です。

【取り組みの留意点】

- 保育者は、子どもにとって最大の人的環境であることを自覚して実践している。
- 健康で安全に過ごすことができ、情緒の安定が図られる環境を整えている。
- 子どもが自発的に活動し、様々な体験を積んでいくことができる環境を整えている。
- 読谷村の豊かな自然環境や地域環境を生かした、地域の良さを感じられる実践をしている。
- 子どもが安心し、自信をもって活動ができるように援助している。
- 事業者は、保育者が安心して働ける環境や運営体制を整備している。
- 保育者は、役割や業務分担を明確にし、協力し、高め合いながら、常により良い教育・保育に向かって取り組んでいる。

3. 施設の運営体制

- 子どもたちに対する教育・保育において、中心となるのは保育者の人材であり、人材の確保と人材育成により、質の高い教育・保育の実践へとつながります。さらに、保育者が、その資質・能力を発揮するためには、園の職場環境の充実も必要であり、働きやすく、ゆとりのある施設となるように運営体制を確立する必要があります。
- 保育者が安心して教育・保育に従事できるよう、社会保障や雇用条件、労働条件が整備され、園運営が健全に行われていることが不可欠です。
- 所属する保育者数を適切に確保することで保育者は、日々の教育・保育がゆとりを持って子どもたちに接し、しっかりと子ども一人ひとりを観察しながら活動や促しの展開を図ることができます。さらに適切な人材確保は、保育者の休暇の取得や研修参加にも影響します。
- 園の設備や広さについても、子どもや保育者が、心地よく生活・活動できる空間であり、必要な備品や遊具・玩具も確保されていなければなりません。
- 保育者の意見を反映しやすい環境づくりも必要です。さらに、保育者の構成として、経験年数や年齢に応じた、バランスの良い人材確保も必要です。これにより保育者同士が安心して学び合うことができ、教育・保育の質の向上につながります。
- 職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）について全保育者が正しく理解し、ハラスメントの防止と解決に向けた取り組みを進める必要があります。一人ひとりの保育者が個人として尊重され、最大限その能力を発揮できるよう良好な職場環境をつくり、維持していくことが求められています。
- 施設長は、これらの体制を整えたうえで、施設長、主任、専門職、リーダー、クラス担任などといったそれぞれの役割や業務分担を明確にし、協力して、常により良い教育・保育に向かって取り組むことが求められます。

【取り組みの留意点】

- ・施設を運営していくにあたって、現場の保育者が意見を言いやすく、経営者層はその意見を受け止めて園運営の判断材料としている。
- ・就業規則が明確である。
- ・保育者の希望する雇用形態や就業時間等で雇用している。
- ・保育者が安心して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間等）が整備されている。
- ・園で必要となる保育者の数を満たす人材が確保され、適正配置されている。
- ・家庭と仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）に関する視点を持ち、具体的な取り組みを実践している。
- ・職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）について全保育者が正しく理解し、職場でのハラスメントの防止と解決に向けて取り組んでいる。

- ・利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じている。
- ・保育者の経験年数や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている。
- ・「保育者の資質」を身に付けるため、通常業務内においてOJTや研修・講演会等に参加し、学習機会がもてるよう、計画的に時間を確保し、保育者体制を整えている。

4. 教育・保育の方法

- 子どもは、教育・保育施設だけでなく、家庭や地域社会の一員として生活しています。保育者は、その生活全体の実態を把握するとともに、家庭や地域社会における生活と教育・保育施設での生活の連続性に配慮して保育することが求められます。
- 保育者は、子どもをそれぞれに思いや願いをもって育ちゆく一人の人間として捉え、受け止めることが重要であり、それにより、子どもは安心感や信頼感をもって活動できるようになります。
- 発達には、ある程度一定の順序性や方向性があり、また、身体・運動・情緒・認知・社会性など様々な側面が、相互に関連しながら総合的に発達していくものです。しかし、一方で、実際の子どもの育ちの姿は直線的なものではなく、行きつ戻りつしながら、時には停滞しているように見えたり、ある時急速に伸びを示したりといった様相が見られます。また、同じ月齢・年齢の子どもであっても、発達の個人差があり、興味・関心の対象などが一人ひとり異なります。そのような点を踏まえた教育・保育を行う必要があります。
- 子どもが過ごす集団の大きさや、そこでの遊びや活動は、年齢や活動の内容等に応じて異なります。年齢が高くなってくると、クラス全体などの大きな集団で仲間と一緒に取り組む場面も多く、互いに協力することや役割を分担するなど、集団の一員としての立場や他者との関係を経験します。
- 子どもは遊びに没頭し、自ら遊びを発展させていながら、思考力や企画力、想像力等の諸能力を確実に伸ばしていくとともに、友達と協力することや環境への関わり方なども多面的に体得していきます。遊びの経験における満足感や達成感、時には疑問や葛藤が、更に自発的に身の回りの環境に関わろうとする意欲や態度の源となります。

ア 子どもの主体性を尊重し、自己肯定感を育む

- 子どもは身近な人との信頼関係の下で、自分の意思を表現し、意欲をもって自ら周囲の環境に関わっていきます。このことを踏まえ、一人ひとりの子どもの主体性を尊重し、子どもの自己肯定感が育まれるよう対応する必要があります。

イ 子どもが自己を十分に発揮できるように教育・保育を行う

- 子どもの発達過程を踏まえて、子どもがそれぞれに今の自分の思いや力を十分に発揮し、遊びや活動が生き生きと豊かに展開されていくように行う必要があります。

ウ 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じた教育・保育の実施

○乳幼児期の発達の特性や道筋を理解するとともに、一人ひとりの子どもの発達過程と個人差に配慮し教育・保育を行うことが大切です。

エ 子ども相互の関係づくりや集団での活動を効果あるものにするよう援助する

○個と集団の育ちは相反するものではなく、個の成長が集団の成長に関わり、集団における活動が個の成長を促すといった関連性をもつものです。集団としての活動が一人ひとりの子どもにとって充実感の得られるものとなるよう配慮する必要があります。

オ 生活や遊びを通しての教育・保育を行う

○保育者は、生活や遊びにおける子どもの体験について、発達の見通しをもちながら計画を立て、子どもの実態や状況に即して柔軟に対応することが大切です。

5. 養護

- 養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者が行う援助や関わりであり、保育園や認定こども園では「養護と教育」を一体的に行うことがその特性です。
- 保育者は、子どもと愛情をもって接し、保育者が子どものよりどころとなるように関わり、それにより、子どもは安心感や信頼感を得て、主体的に活動を広げていきます。
- 乳幼児期の教育・保育においては、こうした安心・安全に過ごせる場所や環境づくりを行いながら（養護の面）、子どもが自発的な活動を通して、体験的に様々な学びを積み重ね、感情や人間関係、達成感、自分らしさ、言葉、運動能力の獲得などを育むこと（教育の面）が重要であり、保育者は、子どもに対する温かな視線や信頼をもって、その育ちゆく姿を見守り、援助するという、養護を基盤としながら、教育を一体的に展開することが大切です。

【取り組みの留意点】

- 子どもに愛情をもって受容的・応答的に関わり、子どもが安心して心地よく生活を積み重ねている。
- 子どもの自発的な試みや、その結果の成功だけでなく失敗も保育者が受容し、保育者が子どもの拠り所となっている。
- 養護と教育の一体的な展開を踏まえた指導計画を作成している。
- 活動の実践の中で、養護と教育の一体的展開が意識されている。

6. 教育・保育計画

- 教育・保育においては、子どもの発達を見通しながら、目指す姿を見据えた計画性のある教育・保育の実践とその振り返り、さらに振り返りを評価して次の計画づくりに生かすという循環的なプロセスが大切です。
- 各施設が、組織全体で計画的な教育・保育の実践とその評価・改善に取り組み、全体的な過程・体系を明確にすることは、教育・保育の質の向上につながります。

(1) 全体計画の作成

ア 入園してから就学するまでの在籍期間における教育・保育の進め方を示す。

- 乳幼児期の発達過程に沿って、それぞれの時期の生活や遊びの中で、子どもの体験や保育者の援助の視点や方法について示します。指導計画やその他の計画の上位に位置づけられるものとなります。
- 保育時間や在籍期間の長短に関わりなく在籍している全ての子どもを対象とし、園の生活全体を通じた総合的な展開について作成します。

(2) 指導計画の作成

ア 全体的な計画に基づき、長期的な指導計画と短期的な指導計画を作成する。

- 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達等を長期的な指導計画と、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成します。
- 長期計画は年・数か月単位の「期」・「月」などを見通したもの、短期計画は、子どもの生活に即した「週」・「日」などの短期的なものとなります。各施設の実情に合わせて作成し、それらを組み合わせて用います。
- 指導計画は、期や年単位で、それぞれの時期にふさわしい教育・保育の内容について作成します。家庭や地域との連携や行事等と日常の教育・保育のつながりに配慮することが重要です。
- 指導計画は、「3歳未満児」と「3歳以上児」でそれぞれの配慮する点を踏まえて作成します。
- 指導計画においては、子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮して、具体的なねらい及び内容を設定します。

【取り組みの留意点】

- 子どもの発達や生活の連続性に配慮し、在籍期間を通じた育ちの見通しをもって、日々の生活における子どもの実態を捉える視点をもっている。
- 各要領、指針やその解説及び読谷村教育・保育指針（本書）の内容を理解している。（全体）
- 子どもの発達過程を長期的に見通し園生活全体を通して、それぞれの時期にふさわしい具体的なねらいと内容を、一貫性をもって構成している。（全体）

- 保育時間の長短、在籍期間の長短、その他子どもの発達や心身の状態及び家庭の状況に配慮して、それぞれにふさわしい生活の中で保育目標が達成されるようにしている。（全体）
- 全体的な計画に基づく保育の経過や結果について省察、評価し、課題を明確化する。その上で、改善に向けた取り組みの方向性を職員間で共有し、次の作成に生かしている。（全体）
- 保育における育ちについて丁寧に評価を行い、その結果に基づいて、保育の環境の構成等を継続的に構想し直している。
- 一日の生活の流れの中に、子どもの多様な活動が調和的に組み込まれるよう配慮して計画作成している。
- 3歳未満児の指導計画では、一人ひとりの子どもの状態に即した保育が展開できるよう、個別の指導計画を作成している。
- 3歳以上児の指導計画では、一人ひとりの子どもの主体性が重視された上で集団の育ちがあるという点を認識した上で作成している。
- 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるようにしている。
- 子どものも情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるように作成している。
- 子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などについて、教育・保育の過程を記録している。
- 教育・保育過程の記録を踏まえながら、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を行っている。

7. 保育者の資質向上

○子どもは、毎日の園生活の中で、様々な遊びをし、体験をし、仲間とともに過ごし、成長・発達していきます。その中で保育者は、子どもに寄り添いながら、主体性を大事に、温かい思いをもち、丁寧なかかわりをしていく子どもの援助者であることがとても重要です。教育・保育の専門家として確かな力量を備えるために、日頃からの資質向上を個人でも意識するほか、組織的に取り組んでいかななくてはなりません。特に以下のようなことに取り組んで、資質向上を目指します。

【観察すること】

乳幼児期の「遊び」は、子どもにとって“学び”や“発達”の機会や場であり、遊びを通して学び、心と体、知、社会性が発達していきます。保育者は、その発達を助けるため、様々な援助や支援をする役割を担っています。そのためには、子ども一人ひとりの状態を「観察」して見極め、発達を促す教育・保育をしなくてはなりません。

つまり、就学前の教育・保育は、楽しく遊ばせるだけではなく、子どもの言葉や行動、表情、しぐさなどから子どもの状態を理解することから始まります。教育・保育の出発点は「一人ひとりの子どもを観察し、理解すること」であり、それが質の高い教育・保育となります。

【引き出すこと】

また、教育・保育の実践においては、知識を伝える・教えるだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味・関心を「引き出す」ことが重要です。子どもの「やってみたい！」という思いは、自分の意志で行動することや、好きなものに夢中になる原動力であり、これにより「非認知能力」が高まっていきます。保育者は、主体的な行動につながるように促すことや、実際に行動するための素材や環境を整えることも必要です。

※「非認知能力」：非認知能力は、根気強さや注意深さ、意欲など、感情や心の働きに関する能力

【振り返り】

一人ひとりの子どもとのやり取りや出来事などは、その時、その場で過ぎ去ってしまいますが、その時、その子がどうしていたか、保育者はどう対応したのかなど、日々の教育・保育の実践を記録し、子どもへの理解を深めていくことが重要です。この「振り返り」が保育者の専門性を高め、教育・保育の資質を向上させていきます。

「振り返り」というと、“予定通りに物事が進められたか？”のチェックを指すものではありません。実践した教育・保育の内容やエピソード、発見や気づきなどを振り返り、子どもがしていた行為や保育者の関り方を自問していくことが大切です。

【振り返りで学び合う】

自分で振り返りを行うほか、保育者同士がそれを共有する機会を持ち、語り合い、意見を出し合うことで、第三者の立場からの視点も踏まえた振り返りができるようになることが大切です。計画を評価しながら振り返り、また振り返りを研修機会に活用するなど、保育の質の向上につながっていきます。

(1) 計画の評価

- 指導計画に基づいた実践状況の振り返りから課題把握と評価を行い、常に質の向上を目指して指導計画の改善を行うことが大切です。
- 評価の実施にあたっては、保育者自身の評価や園全体の評価といった自己評価とともに、第三者による評価も必要です。
- 評価を行った後は、改善点を指導計画に反映し、保育者全員が共通認識して教育・保育の実践を修正し、質を高めていくように取り組みます。

①保育者の自己評価

- 保育者は、教育・保育の計画や記録を通して実践を振り返り、自己評価することにより専門性の向上や実践の改善を行う必要があります。
- 自己評価での実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通して、教育・保育の専門性を深めていくことが大切です。

②園の自己評価

- 各施設は、全体計画の展開や保育者の自己評価を踏まえ、教育・保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める必要があります。
- 園の自己評価を行う際には、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意します。
- 評価に関しては、保護者及び地域住民等の第三者評価も取り入れることが望ましいです。
- 計画の評価に基づいて、指導計画を改善し、教育・保育の実践の質的向上につなげていくことが重要です。

【取り組みの留意点】

- 教育・保育の記録を通して計画とそれに基づく実践を振り返り、自己評価を行っている。
- 自己評価では、子どもの活動内容やその結果だけではなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮している。
- 教育・保育の展開において、他の保育者や保護者等との連携が十分に図られていたかが評価されている。
- 子どもの育ちとニーズを把握し、発達を援助する上でより適切な環境や働きかけを追求する視点を大切に評価している。（子どもの発達等を何らかの基準に照らして到達度として評定することを目的とするものではない）
- 自己評価は、個別に行って終わるのではなく、保育者同士が互いに共有したり、子どもの行動の見方や自分の実践について話し合ったりするなど、保育者間の高め合いを行っている。
- 保育者の自己評価結果に基づいて、施設長と職員との話し合いを通し、園の自己評価を行っている。
- 職員間の情報の共有や効率的な評価の仕組みをつくるために、情報通信技術（ICT）などを積極的に活用している。

- 園の自己評価結果を公表している。
- 評価に当たっては、各施設種別の評価基準ガイドラインに基づいて評価項目等が定められ、第三者評価が実施されている。
- すべて保育者が評価の過程に関わりながら、改善に向けた取り組みを進めている。
- 評価から改善の意義や目的について、すべての保育者が共通理解し、実践につなげている。

(2) 研修

- 保育者が一人ひとりの子どもを心から大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすること、また、子どもたち同士が仲間関係をつくっていけるように指導することが重要です。
- 教育・保育施設は、質の高い教育・保育を展開できるように、一人ひとりの保育者が、絶えず資質向上による専門性の向上に努めなければなりません。園全体として、園内研修や外部研修その他の手段を活用し、教育・保育の質の向上に常に取り組み、園全体が専門性を高めていく必要があります。

①教育・保育の質の向上に向けた組織的な取り組み

- 各施設では、教育・保育の質の向上に組織的に対応するため、教育・保育内容の改善や保育者の役割分担の見直し等に取り組む必要があります。
- 研修の際には研修を体系的・計画的に実施するため、具体的な研修計画を作成する必要があります。
- 研修で得た知識及び技能を他の職員と共有するとともに、研修の成果を園の教育・保育の実践につなげていくことが求められます。

②園内での研修等

- 職場における研修は、職員が自分たちの教育・保育施設のよさや強みを意識して誇りに思い、また、教育・保育の質の向上につなげるための課題を考える機会にもなります。
- 園内の職員間において、日常的に若手職員が育つよう指導や助言をして支え合っていく関係をつくるとともに、日頃から対話を通して子どもや保護者の様子を共有できる仕組みが求められます。また、職員がそれぞれに担当する職務内容に応じて、更に専門性を向上させていくことができるような研修の機会について、組織として体系的に考えていくことが必要です。

③外部研修の活用

- 保育者の専門性の向上を図るためには、外部で開催される様々なテーマのもと実施される研修への参加や、他の園の実践事例等の創意工夫を学び、その上で自分たちの課題への対応について考えることも有効です。
- 外部研修では、同じような保育経験やキャリアを積んだ者同士が、自身や自分の園における課題の共有、悩みの相談、専門的な知識の学び合いを行いながら交流します。自分たちの保育のよさに改めて気付いたり、課題への対応の手がかりを得たりすることができます。

○保幼小連携においても、公開保育等の外部研修機会が設けられると想定されるため、外部研修と保幼小連携は関連しながら取り組まれます。

【取り組みの留意点】

- 各要領や指針を十分に理解し、日々の教育・保育実践に生かしている。
- 子どもの経験や興味、関心に応じて様々な遊びを豊かに展開していくための技術をもって保育している。
- 倫理観、人間性、保育者としての責任感と、専門性の向上に努めながら保育に従事している。
- 職員会議、園内・園外研修、他園との交流等を通して、自身の課題や不足している専門知識・技術や子ども理解について「気づき」の機会を多くもち、さらに自分の教育・保育に対する同僚や上司からの意見を聞き、質の向上に努めている。
- 研修を体系的かつ計画的に実施するため、具体的な研修計画を作成している。
- 保育者の自己評価やライフステージに合わせた一人ひとりの研修計画や、教育・保育施設全体としての質の向上を見据えた研修計画を作成している。
- 園における教育・保育の課題を踏まえながら、初任者から管理職員まで、それぞれの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成している。
- 教育・保育の質及び専門性の向上につなげていくために、研修の成果を教育・保育施設内で組織として活用している。
- 研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、園全体の教育・保育の実践や専門性の向上につなげている。

V 教育・保育のねらいと内容

1. ねらい及び内容

- 子どもが自己を十分に発揮し、生活と遊びが豊かに展開される中で、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、教育・保育の内容を充実させていくことは重要です。
- 子どもたちの生活・遊びの場であり、多くの経験・葛藤・協調・認め合い・支え合い等の場である教育・保育施設は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期を過ごすところであり、その役割と責任を担っているという認識の下で、教育・保育を実践することが重要です。
- 子どもたちの資質・能力が生活や遊びの中で一体的に育まれていくよう、「ねらい」と「内容」を踏まえていくものです。
- 教育・保育の実践においては、各施設の理念や方針等を反映させ、創意工夫の下、教育・保育の内容を構成することが重要です。
- なお、「ねらい」「内容」については、「乳児」、「1歳以上3歳未満児」、「3歳以上児」に分け、それぞれ示しています。

(1) 乳児保育（3つの視点）

- 乳児期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点で示されています。
- 発達過程のもっとも初期に当たる乳児期は、「養護」の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して教育・保育が行われることが求められます。
- 教育に関わる側面については、今後の発達を見据え、生活と遊びの充実を通して、子どもたちの身体的・社会的・精神的発達の基盤を培うことがポイントとなります。
- 乳児の保育に当たっては、この時期の育ちが、その後の「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の育ちにつながっていると意識することが重要です。
- 園での日々の生活の中で、乳児が一つ一つの物、人、事象等との「出会い」と「感じること」を大切に、保育者は援助していきます。

① 健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培います。

【留意点】

- ・身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じるようにしている。
- ・体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとするようにしている。
- ・食事、午睡等の生活のリズムの感覚が芽生えるようにしている。

②身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培います。

【留意点】

- ・安心できる関係の中で、身近な人と共に過ごす喜びを感じるようにしている。
- ・体の動きや表情、発声等により、保育者と気持ちを通わせるようにしている。
- ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生えるようにしている。

③身近なものと関わり感性が育つ

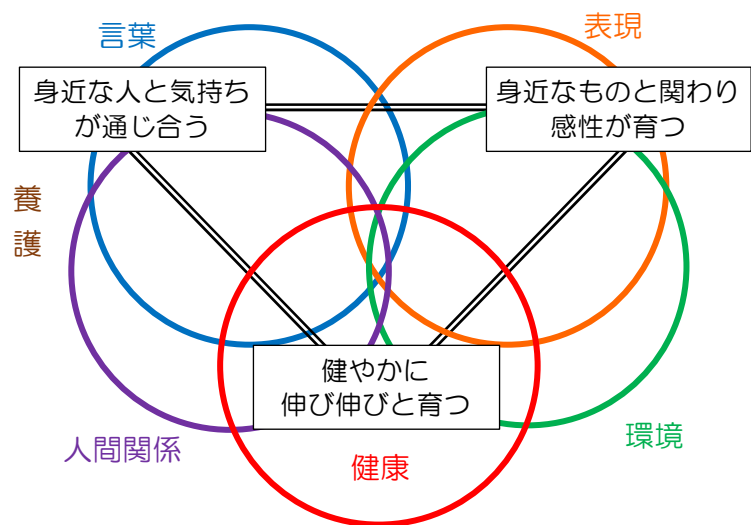
身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培います。

【留意点】

- ・身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつようにしている。
- ・見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとするようにしている。
- ・身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現するようにしている。

◇乳児(0歳児)保育に関わる3つの視点◇

0歳児は心身の様々な機能が未発達であり、発達の側面が互いに密接な関連をもち未分化であるため、生活や遊びを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の視点で保育のねらい及び内容が示されました。



(2) 1歳以上3歳未満児の保育（5領域）

- 1歳から3歳未満児にの「ねらい」及び「内容」は、心身の健康に関する領域「健康」、「人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」の5つの視点で示されています。
- 1歳から3歳未満児においては、短期間に著しい発達がみられることや、発達の個人差が大きいことを踏まえ、一人ひとりの子どもに応じた発達の援助が求められます。
- また、5領域による学びは、子どもの生活や遊びの中で、互いに大きく重なり合い、5つの領域が相互に関連を持ちながら育まれていくものであることに留意する必要があります。

①健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養います。

【留意点】

- ・自分から体を動かすことを楽しむようにしている。
- ・自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとするようにしている。
- ・健康、安全な生活習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つようにしている。

②人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養います。

【留意点】

- ・保育園での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じるようにしている。
- ・周囲の子ども等への興味関心が高まり、関わりをもとうとするようにしている。
- ・保育園の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付くようにしている。

③環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養います。

【留意点】

- ・身近な環境に親しみ、ふれあう中で、様々なものに興味関心をもつようにしている。
- ・様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりするようにしている。
- ・見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにするようになっている。

④言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養います。

【留意点】

- 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じるようにしている。
- 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えるようにしている。
- 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通して身近な人と気持ちを通わせるようにしている。

⑤表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を向上します。

【留意点】

- 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わうようにしている。
- 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現するようにしている。
- 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになるようにしている。

(3) 3歳以上児の教育・保育（5領域）

○3歳以上児の「ねらい」及び「内容」は、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5つの視点で示されています。

○3歳以上児においては、乳児から2歳児までの育ちの積み重ねが土台となって展開されます。

○発達を援助することを意図した主体的な遊びを中心とする活動を行うなど、位置付けて実施します。

○特に、小学校就学に向かう時期は、園における育ちがその後の学びや生活へとつながっていくという見通しをもって、子どもの主体的で協働的な活動の充実を図ることが求められます。

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、子どもの卒園を迎える年度の後半における具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には考慮することが必要です。

①健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養います。

【留意点】

- 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わうようにしている。
- 自分の体を十分に動かし、進んで運動するようにしている。
- 健康、安全な生活習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動するようにしている。

②人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養います。

【留意点】

- ・園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わうようにしている。
- ・身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつようにしている。
- ・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付けるようにしている。

③環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養います。

【留意点】

- ・身近な環境に親しみ、自然とふれあう中で様々な事象に興味関心をもつようにしている。
- ・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、生活に取り入れようとしている。
- ・身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにするようになっている。

④言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養います。

【留意点】

- ・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうようにしている。
- ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わうようにしている。
- ・絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育者や友達と心を通わせるようになっている。

⑤表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を向上します。

【留意点】

- ・様々なものの美しさなどに対する豊かな感性をもつようになっている。
- ・感じたことや考えたことを自分なりに楽しむようになっている。
- ・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむようになっている。

2. 配慮・留意事項

(1) 障がいのある子どもへの配慮

園生活の場の特性と人間関係を大切に、その乳幼児の障がいの状態や特性及び発達 の程度等に 応じて、成長を全体的に促していくことが大切です。

【留意点】

- ・ 乳幼児の障がいの状態などに 応じた指導内容や指導方法の工夫をしている。
- ・ 家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関と連携を 図っている。
- ・ 長期的な視点で教育的支援を行う個別の教育支援計画を作成し活用する よう努めている。
- ・ 個々の乳幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用する よう努めている。

(2) 外国につながる乳幼児等特別な配慮を必要とする家庭への配慮

近年、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもが 入園し、日本での生活に戸惑いや不安を感じ ている状況があります。一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ 計画的に行うとともに、全職員で共通理解を深め、乳幼児や保護者と関わる体制を整えることが 必要です。

【留意点】

- ・ 一人ひとりの実態を把握している。
- ・ 指導内容や指導方法の工夫をしている。
- ・ 全職員で共通理解を 図っている。
- ・ 家庭と連携している。

Ⅵ 子どもの健康支援・食育

○子どもの健康は、生命の維持と生活の基本であり、家庭や園で元気いっぱい過ごすため特に大切にする必要があります。また、健やかに成長して将来も健康であるための基礎ともなります。健康な生活を送るためには、体、健康、食に関する正しい知識の習得や安定した生活リズムを作っていくことが重要です。

1. 子どもの健康支援

- 一人ひとりの子どもの健康状態や発育及び発達の状態に応じ、子どもの心身の健康の保持と増進を図ることが大切です。子どもの健康状態を把握し、健康支援を行います。
- 園全体の健康及び安全を確保するために、保健計画に基づいて健康支援を行います。
- 子どもの健康と安全は大人の責任によって守られなければなりません。疾病や傷害等に対しては、速やかに保護者に連絡をし、関係機関と連携して適切な対応を行います。
- 感染症については、園内での感染症予防対策や感染拡大の重症化を防ぐように計画的に取り組むとともに、村や関係機関及び家庭と連携した感染拡大や重症化を防ぎます。
- 子どもが生涯を通して自ら健康で安全な生活を送れるように、教育・保育の中で、子どもが自らの身体や健康に関心をもって身体を大切にし、自らの不調を伝えることや、友だちの身体を思いやる力を身に付けられるように、子どもの発達段階に応じた健康教育を行います。
- 子どもが家庭においても健康的な生活を送れるように、保健だより等を活用し、保健に関する情報提供を行います。

【取り組みの留意点】

- 保健（健康管理・衛生管理・感染症対策等）に関するマニュアルを保育者全員に周知徹底している。
- 年間保健計画等を作成し、全保育者に周知徹底して実施している。また、年度ごとに評価を行い、必要に応じて計画を修正している。
- 子どもへの健康診断、歯科健診、身体計測を定期的に行い、健康管理・成長記録を行い、結果を保育者及び保護者と共有して教育・保育に反映している。
- 定期的な健康診断に加え、保育者による日々の子どもの心身の状態の観察、保護者からの子どもの状態に関する情報提供により、子どもの健康状態の把握を行っている。
- 子ども一人ひとりの発育、発達の状況を把握し、教育・保育の際に考慮して行っている。
- 健康診断等で要治療と診察された子どもの保護者に治療を勧めている。
- 体調の変化や疾病を疑う時は、保護者に連絡するとともに必要に応じて囑託医に相談する等適切に対応している。
- 午睡、食事、遊びなど一日を通じた活動について、家庭と園生活を通じて生活のリズムがバランス良く整えられるよう配慮している。

- ・保育中に与薬を必要とする子どもの場合には、医師の指示及び保護者の申請を書面で確認し、安全に与薬をする仕組みを整えている。
- ・園の健康及び安全を確保するために、保健計画に基づいて健康支援を行っている。
- ・園で体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、応急処置等の対応をし、状況について保護者に連絡している。
- ・感染症の予防、感染拡大の重症化を防ぐ対策を行っている。
- ・感染症予防や感染拡大を防ぐために、家庭との連絡、協力体制を取っている。
- ・子どもの発達段階に応じた健康教育を行っている。
- ・保健だより等を活用し、保護者に対して健康に関する情報を伝えている。

2. 食育の推進

- 食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康増進のために重要です。
- 保育園においては、自園の給食施設を生かし、指導計画と関連付けながら食事の提供を含む食育計画を作成し、栄養士、調理員、保育者が協力して実践します。さらに、計画の中には、栽培や調理、地産地消の取り組みにより、子どもが自然や素材に目を向け、自分で体験することを取り入れていくことも大切です。子どもたちが食事を楽しみにし、興味や意欲がもてる方法を工夫しながら、子どもの発達に合わせた内容で取り組む必要があります。
- 幼稚園においても給食・弁当を通しての食の大切さや栄養、栽培、調理に関する学びの機会を設けるとともに、子どもたちが食事を楽しみにし、興味や意欲がもてる方法を工夫しながら、子どもの発達に合わせた内容で取り組む必要があります。
- 食事は空腹を満たすことや、楽しみであるだけでなく、人との信頼関係の基礎をつくる営みでもあります。子どもが施設の食事の中で、身近な大人から援助をしてもらったり、他の子どもと一緒に食べる楽しさを感じたりすることを通して、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う食育の実践をしていくことを大切にしていきます。
- 食物アレルギーについては、アレルギー対応マニュアルに基づき、集団給食の中で、誤食事故防止を最優先に考え、主治医の指導のもと、対応していきます。
- 障がいのある子どもについては、他の子どもと異なる食事を提供する場合があります。食事の摂取に際して介助が必要な場合には、専門職による指導、指示を受けて、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指の運動機能等の状態に応じた配慮が必要です。また、誤飲等の事故の防止にも留意しなければなりません。
- 幼稚園と保育園の栄養士が情報共有や事例検討、話し合いの機会を設け、食育や献立内容についての情報交換を通して、教育・保育施設の給食の向上を図っていきます。

【取り組みの留意点】

- 食事の提供を含む食育計画が作成され、保育者で評価し、食事が子どもにとっておいしく魅力的なものであるよう、保育者で連携を取りながら食に関する取り組みを行っている。
- 季節の食材、地元の食材や行事食を給食に取り入れるとともに、保護者や子どもにおたより等で知らせている。
- 食物の栽培・収穫を通して、食の成り立ちを体験し、食材と料理の関係を知る機会を取り入れ、調理を楽しむ機会を設定している。
- 自らの健康と食べ物の関係について関心をもつ栄養教育を行っている。
- 離乳食は子どもの成長・発達や摂食行動に合わせて、画一的な進め方にならないよう、個別に対応している。
- 子どもが楽しく、思い切り遊び、お腹が空き、食事を喜んで食べている。また、大人と一緒に食事をする中で、食の話題を共有し、食の充実に努めている。
- 子どもの体調不良時や回復期等には、食事の状況（食欲等）について確認し、園内や保護者と情報を共有して体調管理と報告に努めている。
- 園の全職員が、アレルギー対応マニュアルに基づき、集団給食の中で、誤食事故防止を最優先に考えて取り組んでいる。
- 食物アレルギー児の傍に付いたり、食事場所を他児と区別したりするなど誤食防止に配慮している。
- 保護者と毎月のアレルギー対応について確認し、記録に残している。
- アナフィラキシー症状が発生した時、全保育者が迅速かつ適切に対応できるマニュアルが作成されている。
- アナフィラキシーショックへの対応として、補助治療剤であるエピペン[®]の使用方法を全職員が理解している。
- 障がいのある子どもへの必要に応じた異なる食事の提供、接種の介助、誤飲等の事故の防止に留意している。
- 幼稚園と保育園の栄養士が集まる機会を設け、食育についての情報共有を行い、給食や食育の向上に努めている。

VII 衛生管理・安全管理

- 教育・保育施設においては、子どもの安全を欠いては成立しないことを、施設長の責務の下に全職員が共通して認識することが必要です。園内や園周辺、遊具その他の備品などについても、子どもへの危険がないか常に点検し、危険な状態の回避等に努めることが大切です。
- 子どもの安全は、大人の責任において守らなければならないが、同時に、子ども自らが安全に関する力を身に付けていくことも重要です。

1. 衛生管理

- 教育・保育に当たっては、子どもの心身の健康と情緒の安定を図るために、室内の温度や湿度などを調節するなど、施設内外の適切な環境の維持に努め、心地よく過ごすことができるよう整えることが大切です。
- また、園内を清潔な環境に保つことができるよう、日頃から清掃や消毒等を行うことが大切です。各クラスのほか、トイレをはじめとした各設備・各備品の衛生管理を行う必要があります。特に低年齢児の場合、直接口に触れることも多い玩具は、日々状態を確認し、衛生管理を行います。
- 食事、調乳などにおいても、衛生管理を十分徹底する必要があるほか、食中毒にも注意します。
- 給食室の衛生については「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）に基づき、施設の規模や設備に合わせ、衛生的で安全な給食を提供していきます。

【取り組みの留意点】

- 園の全ての職員が衛生知識向上に努めている。
- 室内の温度、湿度、換気、部屋の明るさ、音、声の大きさなどに配慮して、子どもたちが心地よく過ごすことができるよう環境を整えている。
- 各クラスやホールのほか、調理室、トイレ、園庭、プール設備などの衛生管理はもちろんのこと、寝具、床、棚、おむつ交換台、ドアノブ、手洗い用の蛇口などの衛生管理も行っている。
- 低年齢児が使用する玩具は、口に入れることもあるため、日々の状態確認と衛生管理を行っている。
- 園庭や砂場では、動物の糞尿の処理、樹木や雑草の管理、害虫などの駆除や消毒、小動物など飼育施設の清潔を保つことを行っている。
- プールでは、設備の消毒や水質の管理、感染症の予防のほか、利用時については、重大事故が発生しやすい場面であることを踏まえた安全管理の徹底に努めている。
- 嘔吐物や糞便等の処理に当たっては、使い捨てのマスクやエプロン、手袋等の使用や手洗いの徹底など、感染防止のための処理方法とその実施を徹底している。
- 調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や、子どもの食事の介助を行う場合には、手洗いや備品の消毒を行う等、衛生管理を十分徹底している。
- 食中毒の予防に向けて、日常的に、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう取り組んでいる。

- ・食中毒発生時に関する対応マニュアルの作成と全職員への周知を行っている。
- ・食中毒が疑われる場合には、症状のある子どもを別室に隔離し、嘱託医や保健所などの関係機関と連携し、迅速に対応している。

2. 事故防止及び安全対策

- 園での事故防止のために、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図る必要があります。また、家庭や地域の関係機関との協力の下に、子どもたちへの安全指導を行うことも重要です。
- 教育・保育施設で過去にみられた事故の発生要因を把握し、対策の徹底・確実な実行が必要です。さらに、事故には至らなかったがヒヤットした事例（ヒヤリハット）を共有することも、事故の未然防止につながります。
- 事故防止の取り組みを行う際には、特に、午睡中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行う必要があります。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うことも必要です。
- 重大事故につながる危険として、SIDS（乳幼児突然死症候群）があります。保育園では、身体機能が未成熟な乳幼児を預かるリスクを充分認識し、午睡中の事故防止に努めなくてはなりません。
- 慢性疾患児や医療的ケアを必要とする子など、個別的な配慮を必要とする子については、その特性を把握し、事故につながらないように配慮を行う必要があります。

【取り組みの留意点】

- ・子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成している。
- ・事故予防のために、職員間のコミュニケーション、情報の共有、実践的な研修等を行っている。
- ・日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録している。
- ・定期点検結果に基づき、問題のある箇所を改善し、全職員と情報共有している。
- ・教育・保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにしている。
- ・子どもの安全観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人ひとりの子どもを確実に観察することができている。
- ・散歩等の戸外活動の際には、交通事故、不審者等の外的要因や、公園の遊具等の安全確認、子どもの行動把握等、様々な危険を認識し、予防のための準備を行っている。
- ・散歩マップを作成し、施設周辺の危険箇所や通行ルートを確認し、保育者が共有している。

- ・施設外に出る際には、散歩日誌等に出発時間・帰園予定時間、子どもと保育者の人数、行先、保育者の連絡先を明記している。
- ・午睡、プール活動、水遊び、食事等の場面については、重大事故が発生しやすいことを踏まえて、場面に応じた予防や適切な対応を準備している。
- ・プール活動・水遊びに関するマニュアルを作成している。
- ・プール活動の際には、監視者が子どもの様子を常に見守る体制を作っている。
- ・プール活動に関わる保育者は、子どもを対象とした心肺蘇生等の応急処置や非常時の対応を学んでいる。
- ・重大事故の発生防止のため、あと一歩で事故になるところであったという、ヒヤリハット事例の収集や発生要因を分析し、必要な対策を行っている。
- ・施設内への不審者等の侵入防止のため、不測の事態への備えや訓練を行っている。
- ・SIDS（乳幼児突然死症候群）を防ぐため、0歳、1歳、2歳児については、眠っている子どもの傍で、うつぶせ寝になったら仰向けに直している。呼吸、顔色、咳、鼻水、発熱等の変化を観察して記録している。
- ・子どもたちが交通安全や防犯について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組んでいる。
- ・慢性疾患時、発達支援を必要とする子、個別な配慮を必要とする子については、それぞれの特性を把握し、事故につながらないように配慮を行っている。

3. 災害への備え

- 教育・保育施設で最も大切なことは子どもの命を守ることです。地震や火災等が発生し、危機的な状況となった時には、安全を第一に考え、子どもの命を守るために、日々の教育・保育の中でできることを積み重ね、備えることが大切です。
- 各園では年間計画を作成し、災害に備えた初期消火訓練・集合訓練・屋外への避難等の避難訓練で準備確認を行います。消防署や地域との連携も重要です。
- 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う必要があります。
- 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めます。
- 災害発生時に備え、一定の水や食料を備蓄しておくことも必要です。

【取り組みの留意点】

- ・安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保を行っている。
- ・具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検している。
- ・遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者による定期点検を実施することが重要である。

- 地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各施設でマニュアルを作成し、教育・保育施設の防災対策を確立している。
- 災害に備えた防災計画があり、毎月の避難訓練（初期消火含む。）の実施や年に1回以上は大震災を想定した保護者への引き渡し訓練を行っている。
- 様々な時間や活動、場所での災害発生を想定した避難訓練を実施するとともに、非常持ち出しの準備等も行い備えている。
- 一時避難場所及び広域避難場所について避難経路も含め全保育者が理解し、保護者にも伝えている。

VIII 特別な支援を必要とする子どもへの対応

- 教育・保育施設は、子どもたち一人ひとりの特性・個性が認められ、誰一人取り残さないという意識のもとで、一人の人間として大切にされ、共に育ち合う場所です。
- 様々な課題を抱えている子や家庭の状況を把握し、子どもが必要とする適切な支援を行い、安心して生活できる環境を整える必要があります。また、様々な課題を抱えた家庭・保護者への子育て支援も必要となります。

1. 発達に配慮を要する子どもの支援

- 発達に配慮を要する子どもに対しては、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、必要に応じて加配の保育者を配置するほか、専門機関と連携した対応が必要です。また、保育者も発達支援等に関する知識・対応力の習得を行い、家庭の状況もしっかりと把握し、保護者とも協力しながら教育・保育を行うことが重要です。
- 園での教育・保育の実践においては、発達に配慮を要する子どもが他の子どもとの遊びや生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中にも位置付けて教育・保育を進めることが望ましいです。
- 特別支援教育・保育の人的配置、配慮が必要な子に丁寧に対応できる環境、アプローチの仕方の連携・共有などについて、より良い実践ができるように課題把握と解決を園全体でとらえながら、村とも連携して進める必要があります。

【取り組みの留意点】

- 一人ひとりの発達を十分に考慮し、個別指導計画を作成するとともに、個別日誌を記載し、子どもの姿や援助の方法について振り返りを行い、教育・保育に活かしている。
- 保護者と連絡帳や面談等で子どもの様子や課題を共有し、家庭との連携を密にして共に育てることを大切にしている。
- 必要に応じて加配を配置している。
- 専門機関と連携した上で教育・保育を行うなど、一人ひとりの子の状況に応じた対応をしている。
- 保育者への特別支援等に関する資質向上のため、研修のほか、園内での課題に対して保幼小連携等の機会に他の園からの情報入手に努めている。
- 特別支援や配慮を要する子への対応について、担任等に任せきりにせず、園全体で課題や解決策への検討を共有している。
- 支援の必要な子どももそうでない子どもも共に過ごす中で、互いに認め合い、相手を思いやり尊重する気持ちが育っている。

2. 外国につながる家庭や子どもの支援

- 近年、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもが入園し、日本での生活に戸惑いや不安を感じている状況があります。保育者においても、言葉が通じなかったり、文化の違いがあったりする中で教育・保育や保護者への対応が必要であり、対応の方法を検討する必要があります。
- 安心して過ごすためには、一人ひとりに応じた配慮や保護者への丁寧な対応が必要であり、言葉や生活習慣を学ぶなどの配慮が必要です。

【取り組みの留意点】

- ・子どもの表情や行動から、何を伝えたいのか理解しようとしている。
- ・保護者が育った環境（文化や習慣）を受け止め、保護者の気持ちに寄り添った対応をしている。
- ・園からのおたよりや連絡帳は、保護者が理解できるひらがな・ローマ字等で提供したり、口頭で確認を行ったりして、連絡漏れがないよう関わっている。
- ・送迎時などを利用し、保護者と丁寧に関わる中で、家庭での状況や問題を把握したうえで、子どもの発達や行動の特徴、就学前教育・保育施設での生活の状況や課題を伝え共有できている。
- ・子どもが園生活を楽しんでいる様子を写真やビデオを使って知らせている。

3. 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

- 教育・保育施設は子どもと直接接したり、保護者と関わる機会が多く、児童虐待を発見しやすい場でもあります。児童虐待の早期発見や保護者への啓発及び通告の義務があることを自覚した上で、日々の子どもの変化に気を配ることが必要です。
- 子どもの反応がおかしいときに家庭状況を把握してみたり、保護者と接して会話する機会をもちながら、保護者の不安を引き出したり、養育の支援、子育ての支援などのアドバイスをしながら、関わりを多く持つことで、安心感を与えたり、児童虐待の予防となります。保護者が孤立しない環境づくりが重要です。
- 児童虐待が認められる場合には、早急に村のこども未来課や学校指導課に連絡し、必要に応じて「要保護児童対策地域協議会」や関係機関と連携し、対応することが必要です。
- 個別の支援にあたっては、他の機関との連携や園全体で情報を共有し、役割分担をしながら支える体制を作り、組織的な対応を行う必要があります。

【取り組みの留意点】

- ・就学前教育・保育施設の保育者は、児童虐待防止のため、児童虐待の早期発見や保護者への啓発及び通告の義務があることを自覚している。
- ・一人ひとりの子どもの発達及び内面についての理解と保護者の状況に応じた支援を行うために専門機関との連携の中、子どもの安全を第一に考えて行動している。

- 日々の園での教育・保育の中で、子どもの様子（身体への観察や精神面、言動、保護者の様子等）を観察し、虐待が疑われるときには、関係機関への通告等、連携をしている。
- 保護者が孤立しないように保護者と接して会話したり、子育てに関する不安や悩みを引き出したり、相談を受けるようにしている。
- 保育者が一人で抱え込むことなく、施設内での対応の仕方・保育者の悩みを相談できる環境がある。
- 児童虐待が認められる場合には、早急に村のこども未来課や学校指導課に連絡し、関係機関等と連携して対応している。

Ⅸ 子育て支援と地域との連携

- 教育・保育施設は、子どもたちを受け入れ教育・保育を行うほか、保護者に対する子育て支援も施設の役割がとても大きいです。
- 子どもの成長・発達状態を共有して、家庭とともに子どもを育てていくことや、保育者という専門性や特性を生かした子育てに関する心配事、育児不安への対応など、一人ひとりの子ども・子育て家庭に対応する子育て支援を行うことが重要です。
- 教育・保育施設に通っていない子どもや子育て家庭に対しても専門性や特性を生かした対応を行い、誰一人取り残されることのない地域での子育て支援を担うことも重要です。

1. 園に通う子どもの保護者への子育て支援

- 園を利用している子どもの保護者に対しては、教育・保育の実践等について家庭と園が互いに理解し合い、発達課題や目標などを保護者と共有しあった関係であることが重要です。
- 子どもについての情報を共有し、また保護者の悩み等を把握するため、送迎時の対話、連絡帳、電話や面談等、様々な機会において保護者からの情報を把握し、日頃からの保護者との関係づくりが重要です。
- 保護者の子育ての悩みは一緒に考え、要望、意見には誠実に向き合いながら丁寧に対応し、保護者が子育ての喜びを感じ、安心して子育てができるように努めます。

【取り組みの留意点】

- 園の教育・保育方針や活動の実践、一人ひとりの発達課題や目標等について、保護者と共通理解するように努めている。
- 園だより、クラスだより、保健だより等を発行したり、教育・保育方針や計画を掲示したりして子どもの様子を紹介している。
- 登降園時間の会話や連絡帳等の日々のコミュニケーション及び行事・個人面談等の様々な機会を通じた保育の意図、子どもの状況等について、保護者と共有している。
- 保護者の悩みや相談を受け止め、必要に応じて助言しながら、保護者自ら問題解決に向かえるよう支援している。
- 教育・保育施設の活動への保護者参加により、保護者が自ら子育てを实践する力を高められるように図っている。
- 子育てに不安を感じている保護者に対しては、状況に応じて関係機関と協力しながら支援する。

2. 地域の保護者に対する子育て支援

- 現代において子育てをしている保護者は、身近な人に子育てを相談したり、子育てを学び合ったりする機会が少なくなっています。家庭で子育てをする保護者は、孤立し、不安を感じやすい環境にあります。
- 教育・保育施設は、地域の子育て家庭が気軽に相談や園の子どもたちと交流、保護者同士の交流の場を提供し、保育者の有する専門知識や教育・保育施設の特徴を活かしながら、子育て支援を行います。

【取り組みの留意点】

- 地域における子育て支援に当たっても、教育・保育施設の特性・特色を活かして行っている。
- 保護者が気軽に訪れ、安心できる参加しやすい雰囲気づくりを行う。
- 園庭開放、教育・保育体験、子どもや保護者の交流機会、子育て相談などを展開し、地域の子育て支援を行っている。

3. 地域との交流や連携

- 子どもたちは、保護者、友達、保育者など、人と人とのふれあい、やりとりから様々なものを習得し、成長していきます。読谷村は地域性が強く、人と人とのつながりが希薄化しているといわれる現代においても、行事や世代間交流が充実しています。
- 各施設が地域の行事に参加したり、園へのお招きをしたり、近くの高齢者施設に出向いたり、近隣施設の園児同士の交流の場を設定する等、子どもが保育者以外の地域の方々とも交流できる機会を作り、読谷村の地域の中で育みます。

【取り組みの留意点】

- 地域行事への参加、地域住民の園への招待などにより、地域住民と交流する機会を確保している。
- 子どもが近隣施設と交流する機会を設けている。

X 今後の展望

- 今回の指針策定においては、保育者によるワークショップでの意見をまとめ、国の指針に基づきながらも、読谷村の保育者目線で育てほしい子どもの姿や大切にしたい視点を掲げています。
- また、本指針では、保育者や園の基本的事項や読谷村における体制づくりの在り方を示していますが、今後も継続的・段階的に教育・保育の充実を図るため、以下の内容について取り組んでまいります。

1. ワーキングチーム設置による指針の見直し、検証、充実

- 本指針策定の作業部会メンバーを中心としたワーキングチームを設置し、指針活用後の教育・保育現場からの課題を踏まえた内容の充実や追記の検討（バージョンアップ）、具体的事例集の作成、保護者へのアプローチ・情報発信資料の検討など、読谷村の教育・保育の充実に必要なことの議論やツール作成などを継続します。
- ワーキングチームの取り組みについては、設置後に年次実施内容を設定していきますが、初年度には、子どもの成長と保育者・保護者の子どもとの関わり方を示した「成長の見とおし」（平成25年 読谷村子ども・子育て作業部会 改訂版）の改定作業を行い、保護者への支援や家庭での役割について発信します。

2. 教育・保育施設の充実に向けた取り組みの展望

- 本指針に示している保幼小連携体制や研修体制及び教育・保育施設の整備・再編等について、段階的に取り組み、教育・保育現場を支える体制及び「子どもの最善の利益」が図られる環境づくりを段階的に進めます。

取り組み事項	段階的实施内容
保幼小連携	<ul style="list-style-type: none">●村内教育・保育施設の合同会議の機会づくり 連携体制づくりの検討●小学校区ごとの連携会開催（情報共有、保幼小の交流機会、公開保育）●小学校ごとの連携会開催（年間交流回数の増加、公開保育増加）●小学校区ごとの自主的な保幼小連携の展開
研修体制	<ul style="list-style-type: none">●村内研修体制づくりの検討、村内研修検討会設置、園内研修の事例報告会●村内研修検討会開催、村内研修の実施●村内研修体制の拡充（課題・テーマ別研修、年齢別研修、保幼小中合同研修 等）
5歳児保育	<ul style="list-style-type: none">●保育園待機児童の解消（0～2歳児の待機児童解消により、5歳児保育担当の保育者確保がスムーズになる）●保護者への5歳児保育の利点周知（3～5歳児の教育・保育の連続性について）●5歳児保育実施園の拡充

取り組み事項	段階的实施内容
認定こども園の 実施検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園、保育園の実態、課題把握、村で実施するメリットの確認 ● 他市町村認定こども園の取り組み視察・研究 ● 認定こども園実施シミュレーション（人口推計、受け入れ態勢、人員体制、村内園再編構想、老朽化施設建て替え、公設・民設等を考慮） ● 認定こども園運営方針・移行計画等の策定 ● 認定こども園実施準備 ● 認定こども園開園

【参考資料】

●「育みたい資質・能力」（就学前の教育・保育における国の考え方）

○幼児期に育みたい資質・能力は、小学校以降の「教科指導」で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通して育むことが重要です。

○遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要です。

①「知識及び技能の基礎」

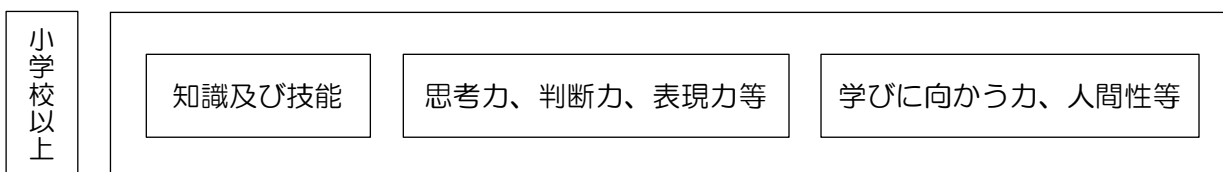
「知識及び技能の基礎」とは、具体的には、豊かな体験を通して、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりすることです。

②「思考力、判断力、表現力等の基礎」

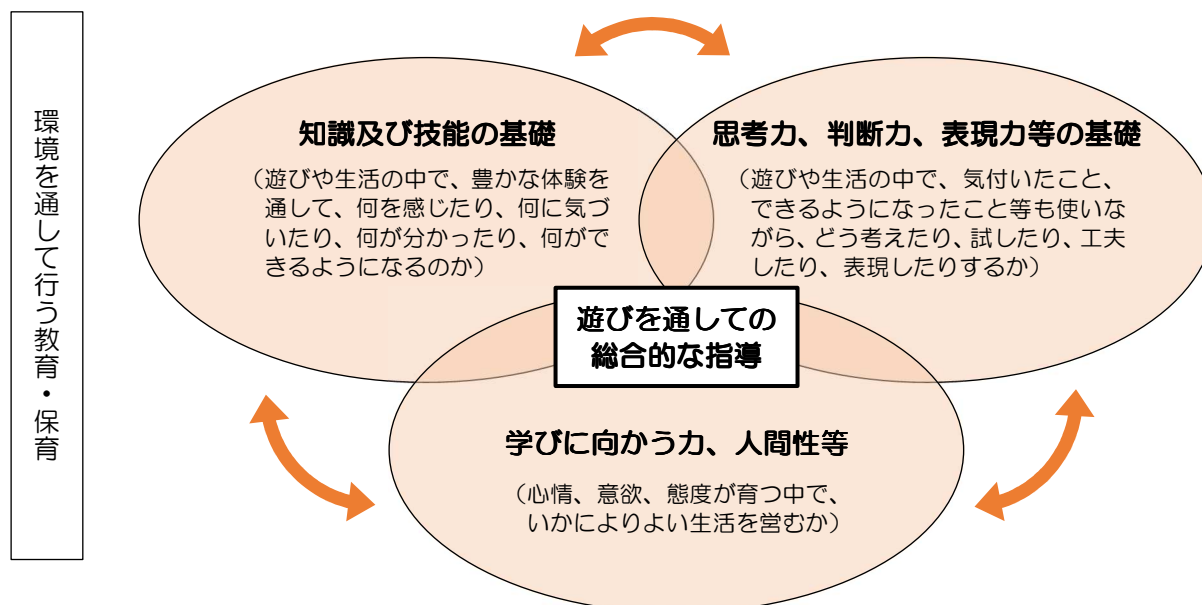
「思考力、判断力、表現力等の基礎」とは、具体的には、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすることです。

③「学びに向かう力、人間性等」

「学びに向かう力、人間性等」とは、具体的には、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすることです。

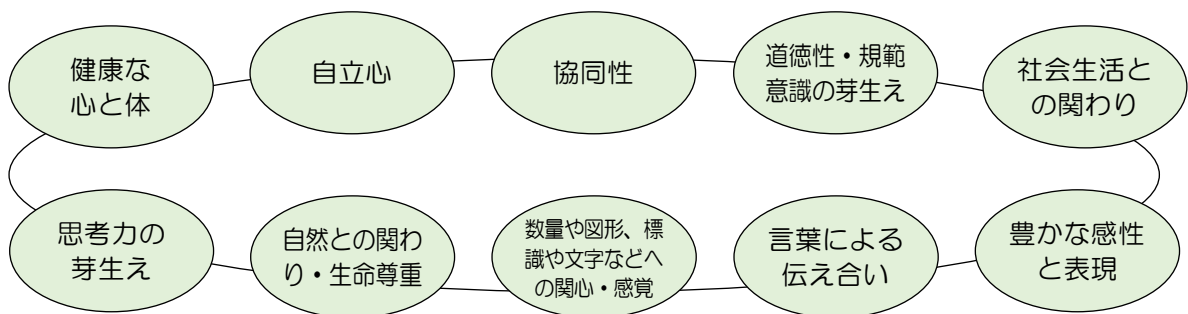


幼児教育において育みたい資質・能力の3つの柱



● 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（就学前の教育・保育における国の考え方）

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、教育・保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育者が指導を行う際に考慮するものです。
- 保育者は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目を念頭に置き、遊びの中で子ども一人ひとりの発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり、必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮する必要があります。
- 幼稚園等と小学校の教員が持つ幼児期の終わりまでに育って欲しい姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待します。
- 3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことにつながります。
- なお、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は子どもたちの成長のゴールではなく、5歳児後半までの成長のめやすであることを意識する必要があります。



①健康な心と体	教育・保育施設の生活の中で、充実感をもって自分のやるべきことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになります。
②自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになります。
③協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力することにより、充実感をもってやり遂げるようになります。
④道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、やって良いことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになります。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになります。
⑤社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人とふれあう中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになります。また、教育・保育施設内外の様々な環境に関わ

	<p>る中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになります。</p>
⑥思考力の芽生え	<p>身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになります。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになります。</p>
⑦自然との関わり・生命尊重	<p>自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになります。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになります。</p>
⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	<p>遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになります。</p>
⑨言葉による伝え合い	<p>保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになります。</p>
⑩豊かな感性と表現	<p>心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになります。</p>

●子どもの権利条約について（1989年：国連で採択、1990年：国際条約として発効）

- ・「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」とは、世界中の全ての子どもたちが持っている“権利”について定めた条約です。

■子どもの権利条約の「4つの原則」

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

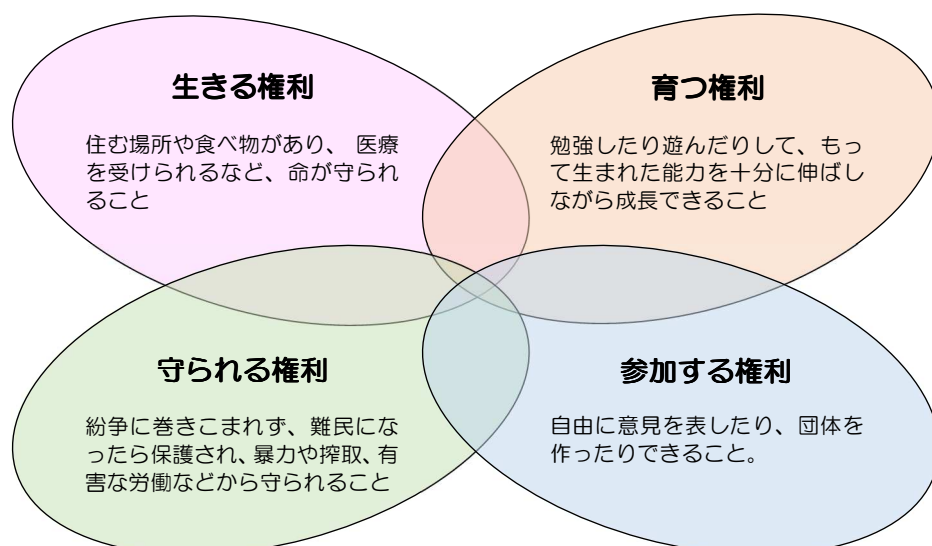
意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

■条文中に示されていること



●児童憲章（制定日：1951年(昭和26)年5月5日）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

●令和3年度読谷村「教育・保育」指針策定 作業部会参加者名簿

	氏名	所属	備考	備考
1	平田 美紀	沖縄女子短期大学 学長	有識者	
2	大城 りえ	沖縄キリスト教短期大学 教授	有識者	
3	宜保 あずさ	古堅南幼稚園 副園長	公立幼稚園	令和2年度ワーク ショップメンバー
4	仲宗根 郁子	喜名幼稚園 副園長	公立幼稚園	令和2年度ワーク ショップメンバー
5	松本 真子	渡慶次幼稚園 副園長	公立幼稚園	令和2年度ワーク ショップメンバー
6	平良 野津恵	読谷保育所 主任	公立保育園	令和2年度ワーク ショップメンバー
7	与那覇 沙姫	読谷保育所	公立保育園	令和2年度ワーク ショップメンバー
8	上地 ありさ	読谷南保育所 主任	公立保育園	令和2年度ワーク ショップメンバー
9	名嘉 こずえ	わかたけ保育園 主任	認可保育園	令和2年度ワーク ショップメンバー
10	比嘉 智子	わかたけ北保育園 園長	認可保育園	令和2年度ワーク ショップメンバー
11	田仲 七重	喜名保育園 主任	認可保育園	令和2年度ワーク ショップメンバー

事務局

こども未来課	学校指導課
玉城 勝教 新垣 聡子 仲尾 健佑	塩川 斉 平良 充子

読谷村教育・保育指針

令和4年3月

発行：読谷村 健康福祉部 こども未来課

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地

TEL：098-982-9240

